

資料 23 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

平成 15 年 8 月 1 日
閣 議 決 定

独立行政法人制度は、主務大臣が示した中期目標に基づき、当該法人がその達成のための中期計画を定めて自律的・自主的に業務を遂行すること、独立行政法人評価委員会が業務実績等を厳格に事後評価すること、並びにこうした評価等に基づき事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保する仕組みである。

独立行政法人制度を有効に機能させるため、主務大臣は、その所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にし、その中で独立行政法人が担う役割の位置付けを明らかにするとともに、各独立行政法人の「存在意義」を国民に対し説明しなければならない。

特に、特殊法人及び認可法人において組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張といった問題点が指摘されてきたことを踏まえ、独立行政法人においては、中期目標期間終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核と位置付けられている。この仕組みにより、各主務大臣及び独立行政法人は、経済社会情勢等を勘案し行政主体が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止あるいは民営化を行い、また、時宜に応じた業務運営に改めるなど、組織及び業務の在り方全般について機動的・弾力的な対応を行うことが求められている。

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

1. 審議会の勧告と見直し内容の予算への反映

独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関し、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第32条第3項に規定する政令で定める審議会(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「審議会」という。)は、主務大臣に勧告ができるとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施し、又は廃止の場合の円滑な経過措置を実施していくためには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。

したがって、審議会は、あらかじめ勧告を行うに当たっての視点を示すため、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針(以下「勧告方針」という。)を作成するものとする。その際、別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」(以下「基準」という。)1(独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点)に掲げる視点のそれぞれについて、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならない。また、審議会は、今後の独立行政法人制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ基準1に掲げる視点以外にも必要な視点及び当該視点の具体的な検討に資するチェック事項を検討し、示すことにより、勧告方針を適宜改定するものとする。

2. 概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1. の勧告方針に即して審議会が勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準2(事務及び事業の改廃に係る具体的措置)及び3(組織形態の見直しに係る具体的措置)に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならぬ。

3. 概算決定後、次の中期目標期間開始までの取組

2. において決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定するほか、独立行政法人の個別法の改正・廃止が必要な場合、主務大臣は国会に所要の法律案を提出することとする。

見直し内容の具体化に当たっては、通則法第59条により読み替えられる国家公務員法第78条の規定等の趣旨を踏まえつつ、職員の雇用の安定、労働条件等に配慮し、円滑な実施を図る。

4. 中期目標期間終了時における勧告及び主務大臣の見直し

審議会は、1. から3.までの過程で検討、決定した内容を踏まえて、中期目標期間終了後遅滞なく通則法第35条第3項に基づく勧告を行うこととし、主務大臣は、当該決定内容及び勧告を踏まえて見直し内容を正式に決定するものとする。

別紙 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

1 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

(1) 事務及び事業の在り方に係る視点

- ① 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等
 - i) 政策目的の達成状況
 - ii) 社会経済情勢の変化の状況
 - iii) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係
 - iv) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況
- ② 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

(2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

- i) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係
- ii) 現行の実施主体の財務状況
- iii) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係
- iv) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

- i) 効率化、質の向上等の達成状況
- ii) 効率化、質の向上等に係る指標の動向
- iii) 勘定区分の機能状況
- iv) 受益者負担の在り方

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- ・ 事務及び事業の廃止
- ・ 民間又は地方公共団体への移管
- ・ 事務及び事業に関する制度的独占の廃止
- ・ 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- ・ 事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管
- ・ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- ・ 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- ・ 事務及び事業の運営の合理化・適正化

- ・市場テスト(事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとすること。)その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

- (1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。
法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。
- (2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業的経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的な問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。
法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。
- (3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

資料 24 独立行政法人の抜本的な見直しについて 平成 21 年 12 月 25 日 閣 議 決 定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。

また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

- (4) 今後、下記2.に掲げる視点により、独立行政法人について、平成21年11月に行政刷新会議が実施した事業仕分け(以下「事業仕分け」という。)を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共的見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

(1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行なうことで民間が実施可能なものには民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の視点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るためにの体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争

が確保されているか。

⑨ 保有資産(実物資産、金融資産)等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。

⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方の見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。

⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

(1) 「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」に定められた事項(既に措置している事項を除く。以下同じ。)については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

(2) 「国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月30日閣議決定)」については、純減目標数から平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数(森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数(2,041人)及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数(174人))を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。

(3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて(平成15年8月1日閣議決定)」にかかるわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

においては必要であったとしても現時点では独立行政法人が行う必要性や合理性が薄れたと考えられるような事務・事業を担う法人については、当該事務・事業の廃止や担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を躊躇することなく行うこととする。

また、業務実績評価に関し、各府省の独立行政法人評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘が国会での議論やマスコミ報道等でなされていることも事実である。各府省の独立行政法人評価委員会においては、この現状を虚心坦懐に受け止め、従来の評価の客観性・厳格性について検証した上で、評価の質の更なる向上のため研さんを積むことが求められている。当委員会としては、このような認識に立ち、各府省の独立行政法人評価委員会による研さんの努力に協力する観点から、評価のあるべき方向について、引き続き国民の目線で厳しい指摘を行なうべく、検討を行うこととする。

以上のような中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価の具体的な取組について、当委員会としては、下記の方針に基づきこれを行うこととする。

記

1 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針
中期目標期間終了時の見直しの対象となる法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性においては、上記の問題意識及び基本的な方針に沿った厳しい指摘を行なうこととし、行政減量・効率化有識者会議との一層緊密な連携を図りつつ、「独立行政法人見直しの3原則」を含む別添1「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。)や関連する閣議決定その他政府の種々の改革方針を踏まえるとともに、規制改革会議や官民競争入札等監理委員会など独立行政法人の業務の見直しに関連する諸機関における議論の動向を踏まえて検討を行うこととする。

また、検討の具体的な視点については、特殊法人等から移行して設立された法人の見直しを初めて行なうに当たって独立行政法人の組織・業務全般の見直しの視点を網羅的に取りまとめた別添2「平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成 18 年 7 月 18 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「18 年度見直し方針」という。)を基本としつつ、必要な読み替えを行なった上で適用することとする。

2 業務実績評価に関する当面の取組方針 略

※別添1・2 略

資料 25 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針

平成 19 年 7 月 11 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人制度においては、國民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業の担い手となる独立行政法人について、その自主性を確保し、効率的かつ効果的な業務運営の実現を図るとともに、業務実績に関する厳格な事後評価と組織・業務全般に関する定期的な見直しを行う仕組みが確立されている。しかしながら、昨今、一部の独立行政法人の業務に関連する不祥事案が相次いで明るみになっており、遺憾ながら、個別の独立行政法人に対する国民の信頼が失われるだけでなく、制度全体が不信の目で見られ、その根幹が揺らぎかねない事態になりつつある。

こうした状況を踏まえると、中期目標期間終了時における組織・業務全般に関する見直しを行なうに当たっては、制度に対する国民の信頼回復につながるような厳しい取組が不可欠であり、当委員会としても、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととする。特に、信頼が著しく損なわれた法人や、過去

資料26 平成19年度業務実績評価の取組について

平成20年7月14日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

1 考え方等

- 年度業務実績評価の取組については、17年度業務実績評価までは毎年度方針等を策定・公表してきたところであるが、18年度業務実績評価からは中長期的にも対応できるよう、昨年7月に「業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を委員会決定したところである。平成19年度業務実績評価についても基本的には当面の取組方針に基づき評価を行う。
- 昨年末に「独立行政法人整理合理化計画」(以下「整理合理化計画」という。)が閣議決定されるなど政府における新たな取組がはじまっていることから評価に際してはこうした取組にも的確に対応する必要がある。
- 当面の取組方針では、評価に際し政府の種々の改革方針を踏まえることとしており、方針自体の改訂の必要はないと考えられる。しかしながら、以下のとおり19年度業務実績評価において特に配意すべき事項がある。
 - i 府省評価委員会の評価結果が、国民に分かりやすい、納得できるものとなっているか。法人及び府省評価委員会は、評価に際し、業務実績等必要な事項について十分に説明責任を果たそうとしているか(注1)。
 - ii 府省評価委員会が評価を行うに当たり、その評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかの検証はなされているか。
 - iii 府省評価委員会及び法人の取組が、十分に整理合理化計画等の昨今の政府の取組や方針の考え方を踏まえているか(注2)。
 - iv 府省評価委員会及び法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針に留まらない更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか。
 - v 府省評価委員会の評価に際し、昨年来、法人に関し、政府が決定・強化した取組や方針(随意契約の見直し(注3)、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)を踏まえて、必要な検討が行われているか。
- (注) 1 「十分に説明責任を果たしているかどうか」の検証には、「府省評価委員会の評価結果が、事務・事業の重要度や社会的な関心の度合いを踏まえて適切な説明をしているか。」、「必要な情報・データを集め、根拠を示した上で評価をしているか。」といったチェックを含み、その際、府省評価委員会の評価プロセスの把握にも努める。
- 2 整理合理化計画における評価委員会関係の記載は別紙1参照。
- 3 随意契約の評価については、別紙2参照。

2 当面の作業において着目する事項

- 年度業務実績評価において着目すべき事項については、8月末に提出される評価結果等の分析等を行うことにより具体的な検討を行うことになるが、当面の作業においては以下の事項に着目する。
 - i 欠損金、剩余金、不良債権及び交付金債務
 - ii 既往の勧告の方向性・年度評価に対する意見における指摘事項
 - iii 府省評価委員会の既往の評定・評価結果
 - iv 独立行政法人の新規業務、大幅な制度改正及び統合法人の組織運営
 - v 類似の業務を行っている法人等がある業務
 - vi 整理合理化計画等で決定された取組(随意契約の

見直し、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)

※ 別紙1・2 (略)

資料27 入札・契約の適正化に係る評価における関心事項

平成20年9月5日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会
随意契約等評価臨時検討チーム

入札・契約の適正化に係る政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の評価における関心事項は以下のとおりである。

同関心事項のうち、「II 個々の契約に係る評価」については、各府省評価委員会において追加的評価を行う場合には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第32条第3項に基づく各府省評価委員会から当委員会に対する通知については、別途、追加・補足の通知を可とする。

また、「I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価」については、通常の年度評価の枠組みの中で評価することが適當と考えるが、各府省評価委員会において、「II」に係る評価に伴い追加的評価(体制の機能性の追加的評価等)が必要となる場合、更には、本関心事項に基づき入札・契約に係る事項全体について改めて評価を行う場合においても、上記と同様、別途の通知を可とする。

当委員会では、これらの評価結果(通知)を踏まえ評価することとする。

I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価

- 1 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握した上で、整備内容の適切性について評価を行っているか。
- 2 契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているかについて評価を行っているか。

内部審査体制や第三者による審査体制が整備されていない場合、法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量等を勘案し、これらの体制を整備する必要性について評価を行っているか。また、整備されている場合、競争性・透明性確保の観点から有効に機能しているかについて評価を行っているか。

監事による監査は、これらの体制の整備状況を踏まえた上で行っているかについて評価を行っているか。

- 3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組状況について把握した上で、これらの実施状況等について評価を行っているか。

また、計画どおりに進んでいない場合、その原因を把握・分析しているか。

II 個々の契約に係る評価

- 監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス(チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的なチェック方法等)や入札監視委員会などの第三者によるチェックプロセスを把握した上で、関連公益法人との間で随意契約を締結しているもの、落札率が高いもの、応札者が1者のみであるものなどがある場合において、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、評価委員会自らが監事等によるチェックプロセスのフォローを行っているか。

資料 28 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点

平成 21 年 3 月 30 日

改正 平成 22 年 5 月 31 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「当委員会」という。)は、各府省の独立行政法人評価委員会(以下「府省評価委員会」という。)が行う独立行政法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する評価の結果について、当面、以下の視点から二次評価を実施し、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 32 条第 5 項(第 34 条第 3 項で準用される場合を含む。)に基づく意見を述べることとする。

第 1 基本的な視点

府省評価委員会の評価においては、対象となる個別の法人の業務の目的、内容、性格に応じて様々な評価の視点からの議論が行われるが、当委員会における議論の蓄積を含む独立行政法人制度の施行後の運用実績を踏まえと、少なくとも次の 3 点については、評価において共通に求められる基本的な視点といふことができる。

- 1 法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること。
- 2 評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること。
- 3 法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること。

当委員会としては、評価を行うことにより、法人の業務に係る政策目的が達成され、ひいては国民生活の向上が図られるべきであることを念頭に置き、上述 3 つの視点について、常に問題意識を持ちながら、府省評価委員会の評価結果の適正性が確保されているかについて評価を行うこととする。その際、当該評価が以下の各法人に共通する個別的な視点について適切に扱っているかを関心事項とする。

第 2 各法人に共通する個別的な視点

1 政府方針等

- 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針(以下「政府方針」という。)において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。
- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、当該年度において取り組むこととされている事項や、当委員会が府省評価委員会に通知した年度業務実績評価意見において指摘した事項についての評価が的確に行われているか。
- 当委員会がこれまで府省評価委員会に示してきた業務実績評価に関する関心事項等を踏まえた評価の取組が行われているか。
- 法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項等を踏まえた評価が行われているか。

2 財務状況

(1) 当期総利益(又は当期総損失)

- 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。

(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)

- 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及

び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。

- 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。

さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。

(3) 運営費交付金債務

- 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。
- 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。

3 保有資産の管理・運用等

(1) 保有資産全般の見直し

ア 実物資産

- 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの法人における見直しの状況及び結果についての評価が行われているか。

見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

- 政府方針を踏まえて処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

イ 金融資産

- 金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性についての評価が行われているか。

- 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

ウ 知的財産等

- 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況についての評価が行われているか。

- 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

(2) 資産の運用・管理

ア 実物資産

- 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性についての評価が行われているか。

- 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組についての評価が行われているか。

イ 金融資産

a) 資金の運用

- 資金の運用について、次の事項が明らかにされているか。(ii については事前に明らかにされているか。)

i 資金運用の実績

- ii 資金運用の基本の方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」と

いう。)

- 資金の運用体制の整備状況についての評価が行われているか。
- 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。
- b) 債権の管理等
- 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。
- 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。
- 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。
- ウ 知的財産等
- 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況についての評価が行われているか。
- 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組についての評価が行われているか。

4 人件費管理

(1) 給与水準

- 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。
 - ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
 - ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。
- 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

(2) 総人件費

- 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

(3) その他

- 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

5 契約

(1) 契約に係る規程類、体制

- 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。
- 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。

(2) 隨意契約見直し計画

- 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組状況について、必要な評価が行われているか。

(3) 個々の契約

- 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。

6 内部統制

- 内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組につ

いての評価が行われているか。

(注) 内部統制に係る取組については、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に取りまとめた報告書を参考とする。

7 関連法人

- 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。
- 当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。
- 関連法人に対する出資、出資等(以下「出資等」という。)について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。

(注) 関連法人:特定関連会社、関連会社及び関連公益法人(「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会)第103連結の範囲、第114関連会社等に対する持分法の適用、第125関連公益法人等の範囲参照)

8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価

- 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。

9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価

- 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。

【本視点の適用時期等】

- 本視点は、平成20年度の業務の実績に係る評価から適用する。
- 本視点の委員会決定に伴い、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)の記の2(業務実績評価に関する当面の取組方針)は廃止する。

【改正後の本視点の適用時期】

- 平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会決定による改正後の本視点は、平成21年度の業務の実績に係る評価から適用する。

資料29-1 平成21年度業務実績評価の具体的取組について

平成22年5月31日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成21年度における独立行政法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。)に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第1 基本的な視点」関係

1-1-1 次の点について特に留意する。

- 新中期目標の初年度に当たる法人について、設定されている中期目標と、当該目標に係る業務によって達成・貢献することが求められている政策目的との関係(又は政策の中での位置付け)についての分析
- 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証
- 評価の基準の客觀性・明確性
- 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ

1-1-2 次のアプローチを注視する。

- 評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

「第2 各法人に共通する個別的な視点」関係

「1 政府方針等」について

2-1-1 次の点について特に留意する。

- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成20年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 平成20年度業務実績評価における指摘事項への対応(他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。)

2-1-2 次のアプローチに特に留意する。

- これまでに実施された事業仕分けの評価結果を踏まえた業務の見直し等に踏み込むアプローチ
- 「独立行政法人が行う事業の横断的見直しについて」(平成22年5月18日行政刷新会議)で示された横断的見直しの方針に沿った資産・事業・組織に関する見直し等に踏み込むアプローチ

「2 財務状況」について

2-2 法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないかとの観点から、その規模の適切性についての評価に特に留意する。

「3 保有資産の管理・運用等」について

2-3-1 保有する資産全般の見直し状況について、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月25日閣議決定)等を踏まえ、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。その際、積立金の規模にも注目する。また、財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証した上で、保有資産の要否及び種類を決定しているか考慮する。

(実物資産)

- 建物、構築物、土地等について、

- i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、
- ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性
- iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等
- iv) 資産の利用度等
- v) 経済合理性

といった観点に沿った保有の必要性についての検証(民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて検証)

- 上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候の状況等を踏まえ、

- i) 本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、
- ii) 効果的な処分

といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組

(金融資産)

- 個別法に基づく事業において運用する資産(以下「事業用資産」という。)について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組

● 事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮し上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組

- 融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該

貸付の必要性の検討

(知的財産等)

- 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組

2-3-2 資産の運用・管理について、以下に示す法人における取組等に関する評価に特に留意する。

(実物資産)

- 建物、構築物、土地等について、

- i) 活用状況等の把握
- ii) 活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証
- iii) 維持管理経費、施設利用収入等の把握
- iv) アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組

※ 民間等からの賃貸により使用するものについても、これに準じて評価

(金融資産)

- 個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立

- 融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組

(知的財産等)

- 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに対する方針

- i) 出願に関する方針の策定
- ii) 出願の是非を審査する体制の整備
- iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動
- iv) 知的財産の活用目標の設定
- v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等

「4 人事費管理」について

2-4 諸手当及び法定外福利費について、平成20年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応についての評価に特に留意する。その際、「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容にも留意する。

「5 契約」について

2-5 契約について、平成20年度業務実績評価における調査結果及び指摘事項への対応のほか、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき法人が行うこととされた点検及び見直しの取組状況についての評価に特に留意する。

「6 内部統制」について

2-6-1 法人の長のマネジメントに係る以下の評価について、特に留意する。

- 法人の長がマネジメントを発揮できる環境は整備されているか。

- 法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。

- 法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。

- 法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。

2-6-2 法人の長のマネジメントに係る以下の推奨的な取組についての評価について、注視する。

- マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。

- アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクシ

ヨンプランや予算等に反映させているか。

2-6-3 監事の以下の活動についての評価に特に留意する。

- 監事監査において、前述(2-6-1)の法人の長のマネジメントについて留意したか。
- 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告しているか。

「7 関連法人」について

2-7-1 次の点に特に留意する。

- 委託先における財務内容を踏まえた上で、業務委託の必要性、契約金額の妥当性等についての評価
- 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性についての評価

「8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について

2-8-1 次の点に特に留意する。

- 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価

2-8-2 次のアプローチを注視する。

- 業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察に踏み込むアプローチ

「9 業務改善のための役職員のイニシアチブ等についての評価」について

2-9 次のアプローチを注視する。

- 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ
- 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチ

資料 29-2 平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 23 年 4 月 26 日

政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 22 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこととする。具体的な取組に当たっては、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的・効率的に行うものとし、特に留意すべき事項等については、以下によるものとする。

1 保有資産の管理・運用等

平成 21 年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての適切性についての評価に、特に留意する。

- 二次評価意見の中で明らかにした利用率が低調な施設等について、勧告の方向性（平成 22 年 11 月 26 日関係府省あて通知）又は「独立行政法人の事業事務の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組
- 実施許諾に至っていない特許権等に関する見直し状況が必ずしも明らかでない法人について、特許等の保有の必要性についての検討状況や、検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合の取組状況や進捗状況等を踏まえた法人における特許権等に関する見直し

2 内部統制

2-1 平成 21 年度業務実績評価における指摘事項のフォローアップに際して、法人における以下の取組についての評価に、特に留意する。また、その評価に当たっては、各法人は、二次評価意見への対応・取組を業務実績報告書等で明らかにし、府省評価委員会はこれを基に評価を行い、府省評価委員会としての見解を明らかにしているかに留意する。

- 法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。
- 法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出しを行い、組織全体として取組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応等に着目しているか。

2-2 内部統制の充実・強化に向けた、府省評価委員会及び法人における積極的な取組について注視する。

3 その他

以上のほか、次の取組についての評価に、特に留意する。

- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 22 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 上記「保有資産の管理・運用等」及び「内部統制」以外の平成 21 年度業務実績評価における指摘事項への対応状況

資料 29-3 平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 24 年 5 月 21 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 23 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。））に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第 1 基本的な視点」関係

1-1 次の点について特に留意する。

- 法人のミッションに沿った適切な評価指標に基づく業績の評価
- 過去の実績等をも踏まえた的確な業績水準の判断
- 法人のミッション遂行に向けた取組の効率性、生産性等及びサービスの質の向上を促すアプローチ
- 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ
- 被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組と法人のミッションとの関係、法人の業績低下等と震災との関係を精査した厳格な評価

「第 2 各法人に共通する個別的な視点」関係

「1 政府方針等」について

2-1 次の点について特に留意する。

- 「独立行政法人の事業・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成 23 年度において取り組むこととされている事項

についての法人の取組状況

- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況
- 平成22年度業務実績評価における指摘事項への対応（他の項目でフォローアップすることとした事項を除く。）
- 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）で示された観点を踏まえた見直しを促すアプローチ

「3 保有資産の管理・運用等」について

2-3-1 基本方針に基づき不断の見直しが求められている保有資産について、法人による以下の取組に特に留意する。

（実物資産）

- 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）で示された方針等を踏まえた見直しを促すアプローチ
- 基本方針において既に個別に措置を講すべきとされた施設等以外の建物、土地等における、Ⅰ) 利用実態の把握状況、Ⅱ) 利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況

（金融資産）

- いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況
 - i) 運営費交付金以外の財源で手当すべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの
 - ii) 当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの

2-3-2 年金、基金、共済等の事業運営のための資金運用について、法人における運用委託先の選定・管理・監督に関し、次の点に特に留意する。

- 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況
- 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況
- 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況

「6 内部統制」について

2-6 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、監事の監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意する。

また、内部統制の充実・強化に関する法人・監事・評価委員会の積極的な取組を注視する。

（注）法人の長の取組に関する評価については、これまでに当委員会が示した二次意見における留意点等を踏まえるものとする。

「9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について

2-9 自然災害等に關係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組を注視する。

資料30 独立行政法人が行う事務・事業の見直しの基本方針

平成22年12月7日
閣議決定

I 独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、

国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成13年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することになった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、①様々な分野で様々な様様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、②移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず①事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適當かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行ふとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

II 事務・事業の見直しについて

独立行政法人のすべての事務・事業について、以下の基本的な考え方に基づき点検作業を進めてきており、各独立行政法人の事務・事業について講すべき措置は、別表のとおりである。

1. 研究開発関係

- 国の政策に基づく研究開発を確実に実施するため、国の政策目的や優先度を踏まえて、研究開発テーマを重点化する。
- 複数の独立行政法人が類似の研究開発を行っている場合、事業の再編・統廃合等により重複排除を図り、重点的な研究開発を推進する。
- 資金配分先の選択が固定化しないようにするとともに、優先度に即して、より効率的・効果的なものに資金配分がなされるように、競争的資金制度の大くくり化を図る。
- 国と独立行政法人がそれぞれ類似の競争的資金制度を有している場合、可能な限り、より効率的に実施できる体制の下で一元化する。
- 研究開発以外の業務に付随して行う調査研究について、主たる業務を行う上で必要不可欠なものに重点化する。

2. 金融関係

- 民間での実施や他の手段で代替できるなど、政策的意義が低下している金融関係事業は廃止する。
- 政策的意義が高く引き続き独立行政法人で実施すべきと考えられる金融関係事業については、リスク審査を強化するなどして、財務内容の健全化を進める。
- 債権管理・資金回収を強化する。
- 共済、年金及び保険については、資産運用管理を強化し、運用益の拡大や繰越欠損金の解消を図る。

3. 研修・試験関係

- 独立採算が可能で、民間でも実施能力のあるものについては、民間で行うものとする。また、独立行政法人で行うものについても、可能な限り、民間委託を推進する。その際、公的な位置付けが必要な試験については、その位置付けの維持に留意する。
- 自治体の権限に関連するもの、地域のニーズに応じてきめ細やかに実施すべきもの及び既に自治体が類似事業を実施しているものについては自治体への移管を図る。
- 実績の低い研修等は廃止するとともに、政策的意義について改めて検証し事業の重点化を図るなど、事業の効率化・重点化を推進する。

4. 施設管理・運営関係

- 積働率が低いもの、他に代替施設があるもの等、政策的意義が低いものは廃止する。
- 民間や自治体でも実施可能なものについては、独立行政法人は業務を行わない。

5. 検査・分析関係

- 技術面等から民間で実施可能な定型的検査・分析等の業務については、公平・中立性を確保した上で、可能な限り民間で実施する。

6. 病院関係

- 診療事業については、交付金対象事業を国の政策上特に必要と認められる分野に限定し、国費に頼らない形での実施を目指す。
- 管理部門の縮小、地域事務所の見直し、人員削減等により事務・間接部門の一層の効率化を図る。

7. その他

- ① 情報収集・提供
○ 民間や他法人が類似の情報収集・提供業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。
- ② 交流・招へい
○ 民間や他法人が類似の交流・招へい業務を行っている場合には、事業の廃止や再編等により重複を排除する。

る。

③ 助成・振興

- 事業の実施に当たっては、国が要件等を具体的に定めるとともに、政策的意義を十分検証し、事業規模を必要最小限とする。

- 中小企業やベンチャー企業等の研究開発に関し、その成功時の売上等に係る納付を前提として、独立行政法人が財投資金から調達して行う支援事業は原則として廃止する。

III 資産・運営の見直しについて

独立行政法人の資産・運営については、以下の取組を進める。また、各独立行政法人の資産・運営について個別に講すべき措置は、別表のとおりである。

1. 不要資産の国庫返納

- 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。

- 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。

- なお、本基本方針で個別に措置を講すべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。

2. 事務所等の見直し

- 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。

- 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。

- 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。

- 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。

- 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。

3. 取引関係の見直し

① 隨意契約の見直し等

- 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

- また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約に

についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開

- 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。
- 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。
- このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等

- 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。

④ 調達の見直し

- 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。

ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。

- イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。

ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

- 「公共サービス改革基本方針」（平成22年7月6日閣議決定）に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

- 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。

- 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。

- ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。

- イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握す

るとともに、人件費削減の進ちょく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。

ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

- 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。

- 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

② 管理運営の適正化

- 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行いうとの観点から具体的な目標を設定する。

- 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。

- また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。

- 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。

5. 自己収入の拡大

- 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。

- また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。

- 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。

6. 事業の審査、評価

- 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

- また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

各独立行政法人について講すべき措置

内閣府 国立公文書館			
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的な内容
01 歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般の利用等	借上施設に係る経費縮減	23年度から実施	アジア歴史資料センターの移転により経費を縮減する。
【資産・運営等の見直し】			
講すべき措置	実施時期	具体的な内容	
02 組织体制の整備	組織体制の効率化	23年度から実施	公文書等の管理に関する法律の施行に際し、業務フローや事務処理手順を見直し、民間委託等を進めることにより、一層の効率化を図る。
【その他】			
03 国立公文書館の組織の在り方については、公文書等の管理に関する法律に係る附帯決議等で指摘されている立法府・司法府との関係性も考慮しながら検討を進める。			
内閣府 北方領土問題対策協会			
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的な内容
01 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	四島交流事業の実施方法の見直し 広報啓発の重点化による効率化	23年度から実施 23年度中に実施	四島交流事業に使用する後継船舶の就航（平成24年度）に合わせ、事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る。 既存の広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図る。
02 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率化を図る。
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的な内容
01 先行的研究事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率的実施を図る。
02 大学院大学設置準備活動	運営委員会の経費縮減	22年度中に実施	運営委員会は沖縄で開催するとともに、その開催経費を縮減する。
03 施設の整備	施設整備費の縮減	22年度から実施	第3研究棟を含め施設整備計画を見直すとともに、民間資金の活用に努めること等により、施設整備費を縮減する。
【資産・運営等の見直し】			
講すべき措置	実施時期	具体的な内容	
04 職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る法人負担分の見直し	23年度から実施	借上職員宿舎の使用料については、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。
05 人件費の見直し	給与水準の適正化	22年度から実施	給与水準を引き下げる現行の5か年計画を着実に実施するとともに、人件費全額の抑制を更に図る。
06 組織体制の整備	法人管理・運営の抜本的な見直し 学校法人移行における適切な管理・運営のための仕組みの検討	22年度中に実施 22年度から実施	実効的な権限を有する専任の事務局長を選任するとともに、予算執行管理の適正化を担保するための内部組織を設置し、事前・事後の確認を強化する。あわせて、監督官庁（内閣府）に報告・連絡するための仕組みを構築し、適正な管理・運営を担保する。 平成23年度中に私立学校法に基づく学校法人への移行を目指しているところ、移行後における関係法令に基づいた適正な管理・運営を担保するための具体的な仕組みとして、例えば以下の事項について、学園に対する経費補助の前提となる事業計画への記載を求め、内閣府においてその取組状況を確認すること等を早急に検討する。 ・適正な管理・運営のために学園が採るべき措置 ・定期的な連絡会議の開催等、内閣府との連携の確保に関する措置
消費者庁 国民生活センター			
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的な内容
01 広報事業	消費者庁と国民生活センターの役割分担についての抜本的な見直し及びそれに沿った業務の再編・整理	22年度中に実施	当面、消費者庁と国民生活センターの役割分担について、 ・消費者庁は消費者行政の司令塔として、法律の執行、政策の企画立案並びに消費者事故の収集、分析及び対応を行う ・国民生活センターは、地方の消費生活センターを支援するために相談支援、研修、商品テスト等を行う との基本的な考え方の下、業務の再編・整理を以下のとおり推進する。 相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成23年夏までに結論を得る。 商品テスト事業については、製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとの間で当該商品テストの一部を迅速に依頼できるようになるため、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、民間検査機関の活用方策について具体化する。 そのほか、消費者庁及び国民生活センターの各種ネットワークやシステムの構築・管理運営については、役割の抜本的な見直しを行い、業務を再編・整理する。
02 情報・分析事業			
03 相談事業			
04 商品テスト事業			
05 研修事業	研修施設における研修の廃止	23年度中に実施	相模原の研修施設で行う研修については、廃止すること前提にその後の研修の実施方法を検討する。
06 裁判外紛争解決手続(ADR)事業	事業の効率化	22年度から実施	事業の一層の効率化を図る。
07 企画調整事業			
【資産・運営等の見直し】			
講すべき措置	実施時期	具体的な内容	
08 不要資産の国庫返納	東京事務所	25年度中に実施	東京事務所を国庫納付する。
09 事務所等の見直し	相模原研修施設の廃止	24年度中に実施	相模原研修所については、研修施設としては廃止する。
10 取引関係の見直し	密接な関係を有する公益法人との関係整理	22年度から実施	事務所の場所、契約等を通じ密接な関係を有する社団法人全国消費生活相談員協会との関係を見直す。
11 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全額の抑制を更に図る。
12 組織の見直し	法人の在り方の見直し	22年度から実施	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。

総務省		情報通信研究機構	
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的な内容
01 新世代ネットワーク技術の研究開発	事業規模の縮減	23年度から実施	「新世代ネットワーク技術領域」については、「フォトニックネットワーク技術に関する研究開発」に係る委託研究の縮減、「次世代ネットワーク（NGN）」関連委託研究の廃止等を図り、「新世代ネットワーク」研究への重点化を行う。 「ユニバーサル・コミュニケーション技術領域」については、「電気通信サービスにおける情報通信性検証技術」の廃止等を行い、自動音声翻訳技術等の研究への重点化を行う。 「安心・安全のための情報通信技術領域」については、情報セキュリティに係る委託研究の一部廃止等により研究の重点化を行う。 以上により、研究の重点化等を図るとともに、重複排除の徹底、研究成果の在り方の見直し等を行い、事業規模を縮減する。 また、外部委託経費について、平成23年度概算要求の算定において対前年度予算比約24%の縮減が図られている新世代ネットワーク技術領域と同様に他の技術領域についても見直しを行い、外部委託経費全体として5分の1を超える予算縮減を図るとともに、委託研究課題の評価・見直しを随時行うなど効率的な研究開発を推進する。
02 ユニバーサル・コミュニケーション技術の研究開発			
03 ICT安心・安全技術の研究開発			
04 高度通信・放送研究開発に対する助成	一部メニューの廃止 国の判断・責任の下で実施	23年度中に実施	当該事業のうち、平成21年11月の事業仕分け結果を受け廃止された「通信・放送新規事業に対する助成」と類似の事業である「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」を廃止する。 国で実施している「戦略的情報通信研究開発推進制度」と事業を統合し、又はそれとの位置付けの明確化を図り効率的に実施し、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
05 海外からの研究者の招へい等	類似事業との一体化による効率化	23年度中に実施	本法人において実施している「国際研究協力ジャパントラスト事業」と運用面での一體的な実施を図り、効率化する。
06 情報パリアフリーの促進（字幕番組・解説番組等の制作促進）	助成率の見直しによる予算規模の縮減、事業の在り方の見直し	23年度以降実施	字幕番組については、その普及状況にかんがみ、助成率を縮減し、将来的に放送事業者自身の努力にゆだねるなど事業の在り方について検討し、国の直接実施も含めて事業を見直す。
07 情報パリアフリーの促進（身体障害者向け通信・放送業務の提供、開発等の推進）	交付先事業者の事業計画等の監督強化、事業の在り方の見直し	22年度から実施	交付先事業者における配分予算と執行額に差が生じている状況にかんがみ、交付先事業者の事業計画等の監督を強化し、予算の適切な執行を図る。 また、本法人の専門性がいかがされる事業かどうか検証し、国の直接実施も含め事業の在り方を見直す。
08 民間基盤技術研究促進業務	新規採択の廃止 不要資産の国庫納付 既往案件の監督強化	22年度中に実施 23年度中に実施 22年度から実施	新規案件の採択は行わないこととし、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。 委託対象事業の事業化計画等に関する進ちょく状況や売上状況等の把握、把握したデータ等に基づく売上納付・収益納付に係る業務を着実に実施する。
09 情報通信ベンチャーに対する情報提供及び交流	事業規模の縮減及び事業の在り方の見直し	22年度から実施	「先進技術型研究開発助成金（テレコムインキュベーション）」の廃止及び既往出資案件の縮小と併せて縮減するとともに、本法人の事業としての廃止を含めて事業の在り方を見直す。
10 情報通信ベンチャーへの出資	新規出資の廃止 不要資産の国庫納付 既出資案件の監督強化	23年度中に実施 22年度から実施	新規出資は行わないこととし、既出資案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。 事業化計画等に関する進ちょく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づく配当の促進により、資金回収の徹底を図る。
11 地域通信・放送開発事業に対する支援	当該事業の実施主体の検討	22年度中に実施	民間出資・出えんによる信用基金の運用益による利子補給事業及び債務保証事業であり、どのような主体が実施するのが適当か検討し、本法人の事業としての廃止について、平成22年度末までに結論を得る。
12 通信・放送新規事業に対する債務保証			
13 情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証			
14 無線設備の機器の試験に係る事業	民間実施	23年度中に実施	総務省が実施する一般競争入札において民間事業者が応札した場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、本法人においては、次年度以降の入札への参加を取りやめる。
15 無線設備の機器の較正に係る事業	民間実施	23年度中に実施	引き続き民間参入を促進し、本法人の事業のうち指定較正機関の較正用機器の較正を除き、民間実施を図る。
【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的な内容
16 衛星放送受信対策基金	不要資産の国庫返納	22年度中に実施	本法人における、衛星放送受信対策基金による衛星放送受信設備設置助成の終了に伴い、衛星放送受信対策基金（30億円）の全額を国庫納付する。
17 基盤技術研究促進勘定の政府出資（再掲）		23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約66億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。
18 出資勘定の承継時出資金（再掲）		23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約18億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は国庫納付する。
19 通信・放送承継勘定の承継時出資金		23年度以降実施	平成24年度末までの業務の完了に努め、保有国債などの資産（平成21年度末約181億円）のうち、不要な資産を業務の終了予定年度より前倒しして国庫納付する。
20 高度電気通信施設整備促進基金		22年度中に実施	平成22年度から平成30年度の既往分の必要額を除き、基金（約41.6億円）を国庫納付する。
21 事務所等の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施	バリ事務所については、廃止又は共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
22 取引関係の見直し		22年度以降実施	タイ自然言語ラボ及びシンガポール無線通信ラボについては、現在実施中のプロジェクトが終了する時に廃止する。
23 業務運営の効率化等	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
24 特許保有コストの低減、実施許諾収入の増加	特許保有コストの低減、実施許諾収入の増加	22年度から実施	特許について、収入に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減、技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る。
【その他】			
25	資金配分機能については、研究開発機能との一體的な実施により効率化が図られる場合に限ることとし、次世代ネットワーク（NGN）、屋内可視光通信技術の委託研究のように、一體的な実施によって効率化が図られない資金配分機能については、本法人の事業としては廃止し、国の判断・責任の下で実施する事業として、平成23年度中に整理・検討する。		

総務省	統計センター
-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 製表事業	経常統計調査等に係る経費の縮減	23年度中に実施		平成23年度の経常統計調査等に掛かる経費について、平成22年度と比較して20%縮減する。
	一般管理費の縮減	23年度中に実施		平成23年度の一般管理費について、平成22年度と比較して20%縮減する。
	研究の重点化	22年度から実施		コンピュータ利用による統計業務の効率化のための研究（符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究）に重点化し、オートコーディングシステムの実用化に向けた技術の研究・開発については、早期に実用化を図る。
02 政府統計共同利用システム 運営事業	効率的・効果的な運用	22年度から実施		統計利用に係るワンストップサービスの実現、統計調査のオンライン化の推進等、システムの効率的・効果的な運用に努める。

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置		実施時期	具体的な内容
03 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
04 業務運営の効率化等	自己収入の拡大	22年度から実施	オーダーメード集計、匿名データの提供による公的統計の二次利活用拡大等に取り組み、自己収入の計画的な拡大に努める。

総務省	平和祈念事業特別基金
-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 戦後強制抑留者への特別給付金の支給		-	-	-

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置		実施時期	具体的な内容
02 組織体制の整備	業務実施体制の見直し	22年度から実施	戦後強制抑留者への特別給付金業務の実施体制について見直し、効率的な体制で業務を実施する。

総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
-----	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 郵便貯金管理業務		-	-	-
02 簡易生命保険管理業務		-	-	-

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置		実施時期	具体的な内容
03 組織体制の整備	業務実施体制の効率化	22年度から実施	業務の実施体制について全般的な検証を行い、業務を効率化する。

外務省		国際協力機構	
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的な内容
01 技術協力 (研修員受入れ)	海外研修員受入事業の抜本的な見直し	23年度から実施	<p>我が国の国内において実施する研修員受入事業については、以下の事項に取り組むことで経費を縮減するとともに、従前の事業実施による効果を検証し、抜本的な見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力機構が実施する研修コースについては、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づくものに限定する。 ・修士又は博士の学位取得を目的とした長期の研修は実施しない。 ・短期の日本語研修及び国内研修旅行の縮減等により、研修期間を短縮する。 ・国別研修については、先方政府と研修の費用負担等について協議し、有償による実施の拡大を図る。
	研修員手当のうち現金支給されている生活費の廃止を含めた見直し	23年度から実施	研修員手当のうち食費以外の名目（交通費、通信費等）で支給している生活費（1,580円/日）については、廃止を含めた見直しを行う。
02 技術協力 (技術協力プロジェクト)	一般競争入札の実施	23年度から実施	技術協力プロジェクトについては、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
03 技術協力 (開発計画調査型)	一般競争入札の実施	23年度から実施	開発計画調査型技術協力については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
04 有償資金協力	適正な案件形成及び事後評価の徹底のための体制の早期構築	22年度中に実施	新たに設置される第三者機関の議論を十分踏まえ、適正な案件形成を図る。また、事後評価の質を向上させる。
05 無償資金協力			
06 国民等の協力活動の促進及び助長（青年海外協力隊及びシニアボランティア）	青年海外協力隊派遣事業等の抜本的な見直し	23年度から実施	<p>青年海外協力隊派遣事業及びシニア海外ボランティア事業については、以下の事項に取り組むとともに、相手国の派遣要請との不整合を解消するため、派遣効果、隊員の活動実態等を把握・検証しつつ、派遣の規模及び支援体制等について抜本的な見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格・専門的知識・能力又は実務の経験が不要な案件の募集を行わない。 ・経済・社会の発展に対する効果が小さいと見込まれる文化交流的な案件の募集を原則として行わない。 ・経済発展等により必要性が低下した国への派遣については、見直しを行う。
	青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費の大幅な縮減	23年度から実施	<p>青年海外協力隊の募集広報、説明会、選考等に要する経費については、以下の事項に取り組むなどにより大幅に縮減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集業務においてインターネットを一層活用する。 ・説明会については、回数を縮減するとともに、より費用対効果の高い方法に見直す。 ・二次試験で発生する受験者の旅費支給方法を見直し、支給額の大額な削減を行う。
	国内積立金の抜本的な見直し	23年度から実施	帰国後の生活基盤の再構築の支援等を目的として支給される国内積立金（2年任期で250万円）については、削減等の抜本的な見直しを行う。
07 国民等の協力活動の促進及び助長（草の根技術協力）	草の根技術協力の効果的な実施	22年度から実施	草の根技術協力事業については、引き続き、NGO等との連携を推進し、開発途上地域における生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施する。
08 海外移住者に対する援助、指導等	日系人への日本語教育に対する支援事業の移管	23年度中に実施	日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒研修については、国際交流基金への移管により事業効率の向上が確保できないかを精査し結論を得る。
	先進地農業研修等の営農普及事業の廃止	22年度中に実施	海外移住者への支援を目的に実施してきた営農普及事業を廃止する。
	日系個別研修の事業規模の見直し	24年度から実施	日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況にかんがみ、事業規模を見直す。
09 災害救援等協力	国際緊急援助隊派遣の迅速かつ効果的な実施	22年度から実施	国際緊急援助隊の派遣については、引き続き、隊員の訓練・研修の充実を図りつつ、迅速かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。
10 人材養成確保	修士取得目的の長期研修に係る制度運用の厳格化	23年度から実施	海外及び国内における修士の学位取得を目的とした長期研修については、専門家など本法人の事業への参画が確実な者への限定、研修受講後に正当な理由なく本法人の事業への参画を拒んだ場合の受講費用の戻入の義務化など、制度運用を厳格化する。
	ジュニア専門員のOJT研修の廃止	23年度中に実施	機構職員の業務を代替する研修を廃止する。
11 調査・研究 (調査)	一般競争入札の実施		協力準備調査については、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める（「取引関係の見直し」に再掲。）。
	研究活動の第三者評価及び外部研究機関等の活用の推進	23年度から実施	研究活動については、研究成果に関する第三者評価を行い、その結果を研究課題等の選定に反映させるシステムを確立する。また、アジア経済研究所、大学等の研究機関との連携（共同研究、委託等）を更に推進する。
	援助実績の情報収集及び事業で得られた課題の確実な反映		援助実績の外部への情報収集を強化するとともに、事業評価に係る外部の専門家の助言も得つつ、これまでの援助を通じて得られた課題を新規事業に確実に反映する。
12 附帯事業等	広報事業の効率的実施	23年度から実施	広報事業については、引き続き経費の縮減に努め、開発協力の現場や具体的な事業を伝える政府のODA広報について、原則として本法人に集約化し、効率的に実施する。
【資産・運営等の見直し】			
講すべき措置	実施時期	具体的な内容	
13 不要資産の国庫返納	区分所有の保有宿舎	22年度以降実施	区分所有の保有宿舎をすべて売却し、その収入を国庫納付する。その際、真に必要な宿舎数を精査し、宿舎が不足する場合には、借上宿舎により必要最小限の戸数を充当する。
	勝浦・石打保養所、箱根研修所、東京国際センター八王子別館	23年度中に実施	勝浦・石打保養所、箱根研修所及び東京国際センター八王子別館を国庫納付する。
	広尾センター	24年度以降実施	広尾センターを国庫納付し、その機能を本部事務所等に移転する。
	財団法人日本国際協力センターの内部留保	22年度以降実施	本法人から研修監理業務等を受注することにより財団法人日本国際協力センターにおいて形成された内部留保については、相当額を国庫納付又は国費の負担軽減に資する方向で活用する。
	施設整備資金	23年度以降実施	施設整備資金については、平成23年度時点での、その用途を精査した上で適正な国庫納付額を確定し、平成23年度決算確定後速やかに国庫納付する。
18 事務所等の見直し	ODA卒業国となる国の海外事務所の廃止	23年度中に実施	ODA卒業国となる国の海外事務所を廃止する。
19	海外事務所の見直し	22年度中に実施	ODA卒業国となる国以外の海外事務所についても、個々の必要性等を検証し純荷合を検討するとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
20	麻布分室の処分	23年度中に実施	麻布分室を処分する。
21	国際センター	23年度以降実施	国際センターについては、まず、大阪国際センターと兵庫国際センターを統合する。札幌国際センターと帯広国際センターについては、管理部門を統合し、北海道における研修員受入事業の在り方及び各施設の活用について地元自治体・関係者との調整に着手し、その調整の上で統合する。東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方・移住資料館の統合、施設の稼働率等を踏まえ、統合を検討していく。
22 取引関係の見直し	契約に係る情報公開の徹底	23年度から実施	国際協力機構との間に一定の関係がある法人（機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人）と契約をする場合には、機構からの再就職の状況（氏名・役職及び機構における最終職歴等）、機構との取引等の状況（直近3か年の会計年度ごとの取引高、一者応札（応募）か否かの情報等）を公開するなどの取組を進める。
23	関連法人等の利益剰余金のうち、不要なものについて、国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じよう努める。
24		23年度以降実施	「JICAボランティア事業支援業務」の契約については、更なる発注規格の見直しや発注業務の分割等により、可能なものについて一般競争入札の方法により実施する。
25		23年度から実施	各国際センター及び訓練所等の建物等総合管理業務の契約については、一般競争入札に移行するとともに、経費削減の観点からも、発注すべき業務の単位を見直し実施することとし、そのための試行・検証を行なう。
26	一般競争入札への移行	24年度から実施	日系研修の実施に係る各種支援業務の契約については、一般競争入札の方法により実施する。
27		23年度から実施	技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力及び協力準備調査の契約については、企画競争（プロポーザル方式）の方法により発注されているが、より競争性・公正性を高めるため、関心表明書の提出等の手続について廃止を含めて見直すとともに、質の確保に留意しつつ、可能な限り一般競争入札への移行を進める。（再掲）
28 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	ラスパイレス指数が高いことから、これを確実に引き下げるため、勤務地限定職員及び職務限定職員の任用等を内容とする新たな計画を策定し、着実に実施する。
29	在勤手当の見直し	22年度中に実施	外部有識者による検証を踏まえ、在勤手当の見直しを行う。
30 組織体制の整備	研修監理業務等の実施	23年度から実施	財団法人日本国際協力センターが受注してきた研修監理業務及び専門家等派遣支援業務については、必要最小限の業務に限定した上で、本法人が実施する。
31 業務運営の効率化等	機構本部等の業務運営体制の見直し	23年度以降実施	本部事務所・研究所等については、全体規模の縮減を図り、本部機能の一部を研究所に移し、研究所の業務との一体化・効率化を図るとともに、本部事務所の管理運営に要する経費を可能な限り縮減することにより、効率的な業務運営体制を確保し、引き続き一層の経費縮減を図る。
	訓練所の業務の効率的な実施	23年度以降実施	二本松訓練所及び駒ヶ根訓練所における「ボランティア訓練・研修支援業務」については、入札参加要件を見直し競争性を高めるとともに、業務内容を見直し効率的に実施する。

外務省	国際交流基金
-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 海外日本語教育、学習への支援及び推進	関西国際センターの研修事業規模の縮減	23年度中に実施	関西国際センターが実施している日本語研修については、アジアユースフェローシップ（高等教育奖学金訪日研修）の廃止、在日外交官研修プログラムの廃止等により事業規模及び国費負担を縮減する。
	海外日本語教師に対する日本語研修の事業規模の縮減	23年度中に実施	日本語国際センターが実施している海外の日本語教師に対する日本語研修については、博士課程プログラムの新規採用休止、修士課程プログラムの新規採用半減等により、事業規模及び国費負担を縮減する。
	研修員手当の現金支給の原則廃止	23年度中に実施	食費の一部を除き、研修手当（交通費、書籍購入費等）の現金支給は廃止する。
	日本語能力試験の自己収入の拡大	23年度中に実施	海外における日本語能力試験の受験箇所の増加等により黒字を維持し、自己収入の拡大を図る。
02 日本研究・知的交流	知的交流の効果的な実施	22年度から実施	知的交流については、引き続き、知的交流の扱い手の育成等を図りつつ、効率的・効果的に実施する。
03 文化芸術交流の促進	海外に重点化した事業の実施	22年度から実施	文化芸術交流事業については、原則として国内事業は実施しない。
04 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流の扱い手への支援	広報関係予算の削減	23年度中に実施	定期刊行物、年次報告、一般公報等の広報関係予算については、ホームページを活用する等の効率化により削減を図る。
	国内における地域交流事業の廃止	23年度中に実施	国内において実施する国際文化交流の扱い手への支援を目的とする地域交流事業は廃止する。
	情報ライブラリーの利用者数の増大	22年度から実施	本部事務所内に設置されている「情報ライブラリー」については、利用者数の増加を図るための具体的な計画を作成し、利用者数が増加しない場合には抜本的な見直しを検討する。
05 在外事業その他	海外事務所の事業の効率化	23年度中に実施	海外事務所の事業については、策定された年次計画に基づき、広報文化センターの事業との重複を検証し、同センターと協力すること等により、効率化・合理化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
06 運用資金（基金）	22年度中に実施	日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金（基金）342億円を国庫納付する。
07 不要資産の国庫返納	22年度中に実施	不要財産の譲渡收入等のうち政府出資金見合い分（8億円）を国庫納付する。
08 区分所有の宿舎	23年度中に実施	職員宿舎の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舎を国庫納付する。
09 事務所等の見直し	海外事務所の見直し	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際観光振興機構の事務所との共用化等を図る。
10 人件費の見直し	在勤手当の見直し	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
11 業務運営の効率化等	日本語研修センターの設置・運営に係る国費負担の縮減	日本語国際センター及び関西国際センターの設置・運営については、受益者負担の拡大、発注方法の見直し等により、国費負担の縮減を図る。

財務省

酒類総合研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 分析・鑑定	税務行政に直結する業務として重點化	23年度から実施	税務行政に直結する業務として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02 品質評価	民間による単独実施へ移行	23年度から実施	民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進する。民間との共催化が困難な場合は廃止を検討する。
03 講習			
04 研究・調査	研究内容の重点化	23年度から実施	分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・分析手法の開発に重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。また、民間機関・大学等との共同研究を推進する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容	
05 事務所等の見直し	東京事務所の在り方の検討	23年度以降実施	施設の文化財的価値にも配慮した上で、在り方を検討する。

財務省

造幣局

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 貨幣製造事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02 その他事業（金属工芸品の製造等）	対象事業の限定	23年度から実施	金属工芸品の製造については、貨幣製造・偽造防止技術の維持・向上に資するものに限定する。受注品については、公益性が高い場合に限ることとし、また、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造は行わない。
03 貴金属の品位証明	将来的な廃止の検討	23年度から実施	民間で行われている品位証明の実施状況等を踏まえつつ、将来的な事業廃止に向けた検討を行う。
04 貨幣等に関する研究開発	貨幣等製造事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容	
05 不要資産の国庫返納	東京支局庁舎分室、白浜・伊東・宮島分室、本局独身寮、観音宿舎の一部	22年度中に実施	東京支局庁舎分室、白浜・伊東・宮島分室、本局独身寮と観音宿舎（広島市）の一部については、処分し、売却收入を国庫納付する。
06 保有資産の見直し	枚方宿舎、四条畷宿舎等	23年度中に実施	枚方宿舎、四条畷宿舎等を国庫納付する。
07 保有資産の見直し	東京支局の有効活用の可能性の検討	22年度以降実施	東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえ、豊島区の再開発事業の検討に参画しつつ、有効活用の可能性について引き続き検討する。
08 保有資産の見直し	北・南宿舎の廃止の検討	22年度以降実施	北・南宿舎（豊島区東池袋）については、豊島区の再開発事業の進ちょく状況に併せて廃止を検討する。

財務省

国立印刷局

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 セキュリティ製品事業	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化	23年度から実施	国民生活の安定等に不可欠な事業として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02 情報製品事業	対象事業の限定	23年度から実施	公共上の見地から必要な事業（官報、国会用製品、予算書・決算書、法令全書等）に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造を行わない。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
03 銀行券等に関する研究開発	セキュリティ製品事業に必要な研究開発に限定	23年度から実施	必要な研究開発に限定する。国民生活の安定等に不可欠な事業であるため、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
04 病院	公的医療機関への移譲	23年度から実施	過去に打診を行ったところも含め公的医療機関に幅広く打診を行い、今中期目標期間中の移譲に向けて鋭意取り組む。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容	
05 不要資産の国庫返納	大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場	22年度中に実施	大手町敷地、市ヶ谷センター、久我山運動場については、速やかに現物納付する。
06 保有資産の見直し	旧鎌倉・京都宿泊所、那須・伊東保養所等	22年度中に実施	旧鎌倉・京都宿泊所、那須・伊東保養所等については、処分し、売却收入を国庫納付する。
07 保有資産の見直し	虎の門工場	22年度以降実施	虎の門工場については、印刷機能を滝野川工場へ移転し、虎の門敷地を含む周辺地権者との再開発事業の進ちょく状況を踏まえつつ、移転後の資産処分について引き続き検討する。
08 職員宿舎の見直し	都内宿舎等の廃止・集約化	22年度以降実施	山の手線内宿舎については、平成25年度末までに廃止・集約化し、あわせて、平成24年度末までに、老朽化したその他の都内宿舎等の集約化等を検討する。

財務省 **日本万国博覧会記念機構**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 公園事業	大阪府への移管	-	公園事業の大阪府への移管に併せて、法人は廃止する。その前提として、財産関係の整理に関する大阪府との協議を進める。 また、大阪府が現在取り組んでいる万博公園南側ゾーン活性化事業に協力することとし、本法人が廃止される際には、国は機構と大阪府との契約条件を承継する。
02 基金事業	当面事業を継続しつつ、扱いを決定	-	当面事業を継続する。基金については、公園事業の大阪府への移管に関する協議の中で、その扱いを決定する。
03 公園事業勘定の投資有価証券の扱い	国出資見合い分の国庫返納	-	大阪府との協議の中で、国出資見合い分が国庫に返納されるよう整理する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施 管理職手当の見直し等によりラスバイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
05 法人の見直し	大阪府との協議を前提に日本万国博覧会記念機構を廃止	大阪府との協議が整うことを前提に、日本万国博覧会記念機構を廃止する。

文部科学省 **国立特別支援教育総合研究所**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 研究活動	研究課題の精選	23年度から実施	ナショナルセンターとして行うべき実際的・先導的研究課題を精選する。
02 研修事業	特別支援教育研究研修員制度の効率化・合理化	23年度から実施	ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減する。
03 教育相談	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。教育相談データベースの効率的運用の推進を図る。
04 情報普及	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。
05 國際交流・國際貢献	研究所セミナーの統合	23年度から実施	毎年2回開催している研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。
	国際セミナーの廃止	23年度から実施	毎年開催している国際セミナーを廃止する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
06 保有資産の見直し	職員研修館	22年度以降実施 職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。
07 事務所等の見直し	リエゾンオフィスの廃止	23年度中に実施 リエゾンオフィス（芝浦）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。

文部科学省 **大学入試センター**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 大学入試センター試験の実施	独立採算への移行	23年度から実施	運営費交付金をゼロとし、運営費交付金に頼らない構造での運営とする。
02 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	調査研究の重点化	23年度から実施	センター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化する。
03 大学入学志望者の進路選択に資する大学情報の提供	事業の廃止	22年度中に実施	ガイダンスセミナーを廃止する。また、ハーツシステム、ガイドブックを廃止する。

文部科学省 **国立青少年教育振興機構**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 青少年教育事業	国立青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等	22年度から実施	自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これら以外の主体による運営についても検討を行う。さらに、稼働率の低い施設については、廃止に向けた検討を行う。当面の課題として施設利用料金の見直しや企画事業の在り方について検討を行う。
	国立オリンピック記念青少年総合センターの在り方の見直し	22年度から実施	国立青少年交流の家、自然の家に関する上記の取組と合わせ、国立オリンピック記念青少年総合センターについて、更なる効率的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。
02 子どもゆめ基金事業	子どもゆめ基金の国庫返納	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
03 不要資産の国庫返納	子どもゆめ基金	22年度中に実施 子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。

文部科学省 **国立女性教育会館**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 研修受入・交流事業	自己収入の拡大	22年度中に実施	宿泊施設の利用料の引上げにより自己収入を拡大する。
	優先度の高い事業の重点化	23年度中に実施	研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選する。また、研修成果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映する。
02 調査研究事業	事業の効率化	23年度から実施	引き続き事業の効率的実施を図る。
03 情報事業	自己収入の拡大	23年度～27年度に実施	情報センターのデータベース利用に一部受益者負担を導入する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 事務所等の見直し	借地の一部返還	23年度以降実施 女性教育会館の借地の一部返還に関する埼玉県との交渉を通じて、借地料の引下げを図る。

文部科学省 **国立科学博物館**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 調査研究、資料収集・保管、展示・学習支援活動	自己収入の拡大	22年度から実施	事業の拡充と協賛・寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を図る。特に、YS-11については定期的な公開を行うとともに、公開に関する協賛等を得て、自己収入の拡大を図る。あわせて、YS-11の保管経費の縮減と公開の在り方について検討を行う。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 不要資産の国庫返納	新宿分館	24年度中に実施 新宿分館の機能を筑波に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。
03 震ヶ浦地区	22年度中に実施	震ヶ浦地区を現物納付する。
04 取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入	24年度から実施 施設内店舗用地の賃借の入札方式について、企画競争を導入する。
05 組織体制の整備	経常研究に関する外部評価の導入	経常研究については、テーマの選定、進行管理、結果の評価の各段階において、外部評価を導入する。
06 制度の見直し	制度の在り方を検討	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。

文部科学省 物質・材料研究機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 ナノテクノロジーを活用する新物質・新材料の創成のための研究の推進事業	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、ナノテクノロジー関連研究については、理化学研究所との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。
02 社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発の推進			
03 研究成果の普及とその活用の促進、及び物質・材料研究の中核機関としての活動	事業の効率化	23年度から実施	事業の効率的な遂行を図り、一般管理費を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 不要資産の国庫返納	日黒地区事務所	24年度中に実施
05 事務所等の見直し	東京会議室の廃止	23年度中に実施
06 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施
07 組織体制の整備	管理部門の組織の見直し等	23年度から実施

文部科学省 防災科学技術研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 地震災害による被害の軽減に関する研究開発及び災害に強い社会の形成に役立つ研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、地震研究については、海洋研究開発機構との間での統合を念頭に更に緊密な連携を進める。
02 火山災害による被害の軽減に関する研究開発事業			
03 気象災害・土砂災害・雪水災害等による被害軽減に関する研究開発事業	自己収入の拡大	23年度中に実施	Eディフェンスの余剰スペースの貸出しを行うことにより、自己収入の拡大を図る。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 事務所等の見直し	雪水防災研究センター新庄支所の廃止	24年度中に実施
05	地震防災フロンティアセンターの見直し	23年度中に実施
06 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施

文部科学省 放射線医学総合研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 放射線安全・緊急被ばく医療研究事業			
02 放射線に関するライフサイエンス研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、理化学研究所との間で整理統合の検討を進める。
03 放射線基盤技術と研究環境の整備・管理			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 事務所等の見直し	那珂湊支所の廃止	22年度中に実施
05 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施

文部科学省 国立美術館

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 収集・保管・展示・調査研究事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を引き続き行う。具体的には、企業からの支援（協賛金等）の獲得、募金箱の設置のほか、「キャンバスメンバーズ」等への加入者の増大などに取り組む。
02 教育普及事業	キュレーター（学芸担当員）研修の見直し	23年度中に実施	ナショナルセンターとして、参加実績が低調であることにかんがみ、キュレーター研修の在り方を見直す。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
03 取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等	24年度から実施
04 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施

文部科学省 国立文化財機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 展覧事業			
02 教育普及事業			
03 調査研究事業			
04 展示出版事業			
05 情報公開事業			
06 國際研究協力事業			
07 研修事業			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
08 取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等	23年度から実施
09 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施

文部科学省 **教員研修センター**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 各地域で中核的な役割を担う校長・教員その他の学校教育関係職員に対する研修	自治体への移管等	23年度から実施	原則として事業を自治体に移管することとし、国による実施が必要不可欠なもののみ限定的に実施する。
02 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言、援助			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
03 保有資産の見直し	つくば本部	27年度中に実施
04 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施
	研修・宿泊施設の管理	23年度から実施

文部科学省 **科学技術振興機構**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 新技術創出研究事業			
02 新技術の企業化開発事業	事業の優先度の明確化、重点化、競争的資金制度の大括り化の徹底	23年度から実施	政府における総合科学技術会議の在り方にに関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、地域イノベーション創出総合支援事業については平成25年度末までに、理科支援員等配置事業については平成24年度末までに廃止する。
03 國際研究交流事業			また、競争的資金制度の大括り化を徹底させ、トップダウン型の競争的資金制度を統合する中で事業運営を効率化する。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。
04 科学コミュニケーションの推進事業	日本科学未来館の直轄運営	22年度から実施（実施済み）	日本科学未来館については、科学技術広報財団への委託を取りやめ、直轄運営とする（22年10月）。
05 科学技術情報流通促進事業	科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施 電子情報発信・流通促進事業等の一層の効率化	23年度から実施 23年度中に実施	科学技術文献情報提供事業については、平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。 科学技術情報連携活用推進事業、電子情報発信・流通促進事業、技術者継続的能力開発事業、研究者人材データベース構築事業、バイオインフォマティクス推進センター事業については、一層の効率化を図り、事業規模を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
06 不要資産の国庫返納	伊東研修施設	23年度中に実施
	与野宿舎、池袋宿舎	23年度以降実施
08	二番町事務所等7事務所の集約化	23年度を目途に実施
09	海外事務所の見直し	22年度中に実施
10	イノベーションプランチ岐阜の廃止	22年度中に実施（実施済み）
11	イノベーションプラザ等（19か所）の廃止	23年度以降実施
12	取引関係の見直し	23年度中に実施
13	組織体制の整備	間接部門の整理統合等

文部科学省 **日本学術振興会**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 学術研究の助成	文部科学省との役割分担の見直し等、競争的資金制度の大括り化の推進	23年度中に実施	事業遂行に関する文部科学省との役割分担の見直しや審査結果・進ちょく評価結果に関する他機関との情報提供を通じた事業の効率的な遂行を実現する。 また、科学研究費補助金制度については、本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っている「特別推進研究」、「若手研究（A・B）」については、本法人に一元化する。さらに、大括り化の検討を含め、効果的、効率的な研究助成を実施する観点から研究種目を継続的に見直す。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。
02 学術の振興に関する調査及び研究	ガバナンスの強化、センター研究員への謝金支払の適正化、学術研究動向調査研究の適正化	23年度から実施	学術システム研究センターの組織運営について、外部有識者の登用等によるガバナンスの強化を図る。また、センター研究員への謝金支払について、勤務実態を把握した上で支払う。学術研究動向調査研究に係る経費については、一律支給ではなく、計画書を踏まえて支給する。
03 研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進等、その他事業	事業の廃止・縮減を含めた整理合理化	22年度から実施	国際交流事業の廃止・縮減を含めた整理合理化など見直しを行う。特に、外国開催国際研究集会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止する。アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業の統合・メニュー化、及び、論文博士号取得希望者への援助の在り方については平成23年度中に検討し、結論を得て、平成24年度から実施する。また、産学協力総合研究連絡会議等の運営の在り方については平成22年度中に検討する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 事務所等の見直し	一番町事務所、一番町第二事務所の移転集約化	22年度以降実施
05 海外事務所の見直し	22年度中に実施	北京、バンコクの海外事務所を他の研究開発法人等と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。

文部科学省	理化学研究所
-------	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 新たな研究領域を開拓し、科学技術に飛躍的進歩をもたらす先端的融合研究の推進	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、放射線医学総合研究所との間で整理統合の検討を進める。また、ナノテクノロジー関連研究については、物質・材料研究機構との間で効率的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。また、委託業務については、費用対効果を検証し、経費縮減を図る。
02 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進			
03 最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進			
04 研究環境の整備・研究成果の還元及び優秀な研究者の育成・輩出等			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
05 保有資産の見直し	板橋分所	23年度以降実施
06 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施
07	海外事務所の見直し	23年度から実施
08 職員宿舎の見直し	借上宿舎数、自己負担率の見直し	23年度から実施
09 取引関係の見直し	SPRING-8 の業務委託見直し	23年度から実施
10	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施
11 人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施

文部科学省	宇宙航空研究開発機構
-------	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 衛星による宇宙利用	研究プロジェクトの重点化 民間資金の一層の活用	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するもののへの重点化を進める。飛行船開発事業については廃止する。また、研究の実施に際し資金調達を多様化するなど、民間資金を一層活用する具体的な方策について検討する。また、後年度の資金計画及び平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果（「資金計画の見直し」及び「予算要求の縮減」）を踏まえ、適切に対応する。
02 宇宙科学研究・宇宙探査			
03 國際宇宙ステーション			
04 宇宙輸送			
05 航空科学技術事業			
06 宇宙航空技術基盤の強化			
07 JAXA (広報施設) の運営	廃止	22年度中に実施	現行JAXAを廃止する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
08 事務所等の見直し	JAXA (広報施設) の廃止	22年度中に実施
	東京事務所の見直し	24年度中に実施
10	鹿児島厚生施設の廃止	22年度中に実施
11	名古屋駐在員事務所の廃止	23年度中に実施
12	海外事務所の見直し	22年度中に実施
13 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施
14 人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施

文部科学省	日本スポーツ振興センター
-------	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	代々木競技場の売店設置料金に売上比例方式の導入を図る。
02 國際競技力向上のための研究・支援等業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	西が丘サッカー場の命名権の売却や固定広告物の掲示等の導入を図る。
03 スポーツ振興投票業務	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
04 スポーツ振興基金等業務			
05 災害共済給付業務、学校安全支援業務	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は原則として廃止	23年度中に実施	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は廃止する。検査・研修施設も廃止する。ただし、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、保健所や関係機関等と調整を行いつつ、必要最小限の機能については同一法人内の他部局等へ移管・統合する（ただし、へき地における食に関する支援事業については24年度末までに実施する。）。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
06 不要資産の国庫返納	検査・研修施設	24年度中に実施
07 事務所等の見直し	海外事務所の見直し	24年度中に実施

文部科学省	日本芸術文化振興会
-------	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 芸術文化活動に対する支援	事業の優先度を踏まえた重点化 自己収入の拡大	23年度中に実施	事業の優先度を踏まえ、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行う。
02 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演			
03 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修			
04 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の收集及び活用			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
05 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施
06 組織体制の整備	運営体制の在り方の検討	23年度中に実施

文部科学省 **日本学生支援機構**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 奨学金貸与事業	減額返還制度の導入	22年度中に実施	経済的理由による返還猶予者に対し、減額返還の仕組みを導入する。
	留学生宿舎等（国際交流会館等）の設置・運営の廃止	23年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。
	留学情報センターの廃止	22年度中に実施	留学情報センター（東京・神戸）は廃止する。
02 留学生支援事業	私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借り上げ宿舎支援事業等を統合し、奖学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。
	学生支援情報データベースの廃止	22年度中に実施	学生支援情報データベースを廃止する。
	冊子「大学と学生」の廃止	22年度中に実施	冊子「大学と学生」を廃止する。
03 学生活動支援事業	研修事業の重点化、有料化	23年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。
	各種調査の重点化	23年度中に実施	各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 国際交流会館等	23年度以降実施	国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。
05 保有資産の見直し	職員宿舎	職員宿舎（7か所）については、真に必要な宿舎以外のものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用をする。
06 事務所等の見直し	市谷事務所の在り方を検討	市谷事務所の在り方については、国際交流会館等の廃止、経済合理性等を勘案しつつ、検討し、一定の結論を得る。
	海外事務所の見直し	パンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
	東海北陸支部（分室）の在り方を検討	東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討する。

文部科学省 **海洋研究開発機構**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 地球環境変動研究	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、次世代モデル研究については見直しを行う。また、地震研究については、防災科学技術研究所との統合を念頭に、更に緊密な連携を進める。さらに、プレカンプリアンエコシステムラボユニットに関する研究について、その内容を見直す。
			深海地球ドリリング計画推進及び地球内部ダイナミクス研究については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。
		23年度中に実施	
02 地球内部ダイナミクス研究			
03 海洋・極限環境生物圏研究			
04 海洋に関する基盤技術開発			
05 深海地球ドリリング計画推進			
06 地球シミュレータ計画推進			
07 科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者等への施設・設備等の共用			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
08 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	東京事務所（西新橋）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化する。
09 事務所等の見直し	海外事務所の見直し	ワシントン事務所について、廃止又は規模縮小及び他の研究開発法人との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
10 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
11 人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	管理職手当の見直し等によりラスバイレス指数引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

文部科学省 **国立高等専門学校機構**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 国立高等専門学校の設置・運営	国立高等専門学校の高度化再編	22年度から実施	各地域のニーズや入学志願者の動向等を踏まえた上で、個々の高等専門学校の自主性・自律性等を尊重しつつ、引き続き国立高等専門学校の高度化再編の可能性を検討する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	東京事務所（田町）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。
03 保有資産の見直し	研修・宿泊施設の売却	長野工業高等専門学校の鳥羽商船神奈川団地を売却する。ただし、後援会からの寄付により取得した経緯に留意しつつ、売却収入の扱いについては検討する。
04 職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る上限額の設定	借上宿舎に係る上限額の設定について、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。

文部科学省 **大学評価・学位授与機構**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 認証評価事業（大学等の教育研究等の総合状況に関する評価）	民間評価機関による事業実施の検討	22年度以降実施	民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフットプリントを図る。
02 認証評価事業（専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価）	民間評価機関による事業実施の検討	22年度中に実施	民間評価機関を含む関係者による公開の検討の場を設け、対応を検討し、結論を得る。
03 国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価	機構が業務を独占しない評価の在り方の検討	22年末までに実施	機構が業務を独占しない評価の在り方について対応を検討する。
04 学位授与事業	自己収入の拡大	23年度から実施	運営体制の見直し（人員減）等により事業費を縮減する。
05 調査及び研究	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、国費を投入しない。
06 情報の収集・整理・提供	既存の大学情報データベースの廃止	23年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
07 事務所等の見直し	東京事務所等の集約・共用化	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、国立大学財務・経営センターとともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。

文部科学省 国立大学財務・経営センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的な内容
01 施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し（承継債務償還については、施設費貸付事業と一緒に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達の現状にかんがみて当面継続する。
02 施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理制度・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し（旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一緒に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設整備の必要性と資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。
03 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。
		22年度中に実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的な内容
04 保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施 独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運営業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運営業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。
05 事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施 学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。
06 法人の見直し	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施 国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。
07 法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施 国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。

文部科学省 日本原子力研究開発機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的な内容
01 高速増殖炉(FBR)サイクル技術			
02 高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発			
03 核融合研究開発			
04 量子ビーム応用研究	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については廃止する。
05 原子力基礎基盤研究、安全・核不拡散研究、再処理技術開発		23年度中に実施	また、廃止措置・放射性廃棄物処分研究開発及び高速増殖炉サイクル実用化研究開発等については、平成22年10月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。
06 廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発事業		23年度から実施	もんじゅを軸とした高速増殖炉の開発については、必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整えるとともに、電気事業者や原子力関連事業者等の関係者による外部委員会を設置し、事業の進め方にに関するガバナンスの強化を図る。
07 システム計算科学センターの運営	システム計算科学センターの廃止	23年度中に実施	システム計算科学センター（上野）を廃止し、その機能を東京大学内へ移転する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的な内容
08 不要資産の国庫返納	那珂核融合研究所未利用地	25年度以降実施 那珂核融合研究所未利用地を処分する。
09 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施 東京事務所（内幸町）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。
10 海外事務所の見直し	海外事務所の見直し	22年度中に実施 ワシントン、パリの海外事務所を他の研究開発法人と共用化など、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
11 取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施 経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
12 人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施 管理職手当の見直し等によりラスバイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

厚生労働省 国立健康・栄養研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的な内容
01 調査研究	国的生活習慣病対策等の施策に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	22年度から実施	国的生活習慣病対策等の施策については、より効果的な反映が見込まれる研究に重点化し、研究能力向上のための創造的研究については、廃止する。 民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、研究所が実施する研究について他の研究機関との連携の在り方について検討する。
	自己収入の拡大	23年度から実施	業務の実施に当たっては、例えば、研究資金の2分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなど目標を設定し、計画的な競争的研究資金の獲得、民間企業からの受託研究の増加等による自己収入の拡大に努める。
02 健康増進法に基づく業務	収去食品の試験について、業務の効率的な実施の観点から民間登録試験機関での試験を導入	23年度から実施	試験業務については、現在、民間登録試験機関により実施している表示許可試験に加え、収去食品の試験（表示と内容成分が一致しているか等の検査・確認）についても、民間登録試験機関が当該業務を実施できるよう標準的な試験手順等について検討を進め、速やかに導入する。これにより、法人の業務を精度維持・管理、検査方法の標準化等に重点化する。
	受益者負担の見直し	23年度から実施	表示許可試験における手数料額については、コストに見合った水準に是正する。
03 國際協力、産学連携等対外的な業務	業務の効率化	22年度から実施	政府関係部局等との連携を強め、業務の効率化を図る。
04 栄養情報担当者（NR）制度	民間の第三者機関で実施（法人での実施を廃止）	22年度から実施	既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、本法人の業務としては廃止し、速やかに民間の第三者機関に移管する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的な内容
05 組織体制の整備	業務廃止に伴う要員の合理化	23年度から実施 収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及び栄養情報担当者（NR）制度の業務廃止に伴う要員の見直しを行ふ。

厚生労働省 労働安全衛生総合研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的な内容
01 労働安全衛生に関する調査研究	政策実現に資する研究テーマへの重点化による業務の縮減等	23年度から実施	調査研究については、労災病院の臨床研究データ等の活用、労働現場の積極的訪問等を通じた現場の喫緊の課題への重点化等により研究の効率化を図り、業務を縮減する。具体的には、調査研究業務について、外部評価者を活用するなどの方法により業務内容を厳選する。
		22年度から実施	他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討する。
	自己収入の拡大	23年度から実施	競争的研究資金の獲得額の向上に向け、例えば、研究資金の3分の1以上を競争的研究資金によって獲得するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。

厚生労働省 勤労者退職金共済機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 退職金共済事業	業務の一元化、共通化による効率化	22年度から実施 23年度中に実施	法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行い、コスト削減を図る。 清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化を進め、コスト削減を図る。
	未請求退職金の発生防止	22年度から実施	受給資格を有するにもかかわらず未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。 ・退職後の早期住所把握（6ヶ月後から3ヶ月後）を行う。 ・住基ネットの活用を検討する。
	効果的な加入促進	23年度以降実施	共済制度の基礎強化のため、更に効果的な加入促進を図る。 ・大都市等での勧誘を強化する。 ・高い加入実績を得ている団体を積極的に活用するとともに、今後の新規拡大が見込まれる分野の業界団体への委託等を検討する。 ・相談コーナーを削減（8か所から2か所）するとともに、コールセンター化を検討する。
02 勤労者財産形成促進業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については雇用・能力開発機構から引き継ぐ。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
03 不要資産の国庫返納	越谷職員宿舎	22年度中に実施
04	松戸職員宿舎	
05 保有資産の見直し	本部ビル（別館を含む）の移転・売却	23年度以降実施
06 組織体制の整備	業務終了時に担当組織を廃止	23年度中に実施
07	累積欠損金の確定な解消	22年度から実施
08 業務運営の効率化等	予定運用利回りの的確な変更	22年度から実施
09	資産運用の透明性を確保	23年度中に実施

厚生労働省 高齢・障害者雇用支援機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 高年齢者雇用支援業務	業務の見直し	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、高年齢者雇用の在り方についての検討状況等を踏まえ、現行の枠組みによる実施方法が合理的かつ効率的かという観点から検討し、平成24年度中に結論を得る。
02 高年齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務	援助対象を小規模企業に重点化し、業務を縮減	23年度から実施	65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談業務については、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。
03 障害者職業センターの設置運営等	地域障害者職業センター業務等を縮減し、一層の効率化	22年度から実施	地域障害者職業センターの事務集約化により管轄部門を縮減する。 当該センターで行う職業リハビリテーションサービスの対象者は、地域の就労支援機関では対応困難な障害者に重点化する。
		23年度から実施	障害者雇用扶助金関係業務等の地方業務については、委託方式を廃止し、地域障害者職業センターを活用するなどの方法で実施する。また、当該センターの従来業務と併せて効率化を図るとともに、地方業務の円滑かつ効率的な実施を徹底する。
		22年度から実施	障害者職業能力開発校の運営については、職業的重度障害者（とりわけ精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援をする障害者）に対する先導的な職業訓練に重点化する。
04 障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金・助成金の支給	支給事務に係る総コスト削減	23年度から実施	都道府県雇用開発協会への委託を取りやめ、業務の実施に当たり、総コストの削減及び業務の効率化を図る。
05 障害者雇用に関する相談援助、啓発事業等	啓発事務の重点化による業務の縮減	23年度から実施	事業の実施状況や実施主体等を更に検討し、一層の効率化を図ることにより、業務を縮減する。
06 職業能力開発業務（職業訓練業務）	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施 24年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ。 職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。
07 【暫定業務】雇用促進住宅業務	雇用・能力開発機構からの業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務は、雇用・能力開発機構から引き継ぐ（平成33年度までに処理を完了する。）。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
08 不要資産の国庫返納	石川障害者職業センター跡地、旧三重障害者職業センター	23年度中に実施
09	岩手1号職員宿舎、富士見職員宿舎	23年度以降実施
10 事務所等の見直し	東京本部を廃止し、現存する幕張本部に機能を移転	23年度以降実施

厚生労働省 福祉医療機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 福祉貸付事業			
02 医療貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。 さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。
03 福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。
		23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
04 福祉保健医療情報サービス（WAMNET事業）	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネージャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。
05 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。
06 社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従つて、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限るとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の選査を図る。
07 退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
08 心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
09 【経済業務】承継年金住宅融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
10 不要資産の国庫返納	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舎	22年度中に実施
11	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほか	23年度中に実施
12	東久留米宿舎、小金井宿舎ほか	24年度以降実施
13	政府出資金等	23年度以降実施
14 組織体制の整備	大阪支事務所管理部門の廃止	22年度中に実施

厚生労働省 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 施設の設置・運営			
02 調査、研究及び情報の提供	人員削減等による効率化	22年度から実施	施設利用者の減少に伴う人員削減等による効率化を図る。
03 養成及び研修			
04 援助及び助言			

厚生労働省 労働政策研究・研修機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 労働政策研究、情報の収集・整理	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）の廃止	23年度から実施	総合的職業情報データベース（キャリアマトリックス）業務を廃止する。
	労働政策に資する研究テーマへの重点化・業務の縮減	23年度から実施	労働政策研究業務については、民間企業、大学等の政策研究機関における研究との重複排除の観点から、労働政策に貢献する内容に重点化とともに、自主研究を厳選することで、研究の効率化を図り業務を縮減する。
02 成果普及等	一部業務の廃止及び縮減	23年度から実施	高校生への就職関係副読本及び労働関係図書・論文表彰の賞金を廃止する。また、その他の業務についても、労働教育講座に係る委託業務の廃止、報告書等の印刷数削減、配布先削減等により、業務の縮減を図る。
	出版物等の販売促進	23年度から実施	例えば、出版物等の成果物の販売促進等については、前年度比で1割以上販売を増加するなどの目標を設定し、自己収入の拡大に努める。
03 労働行政担当職員研修（労働大学校）	事業規模は縮減した上で、国が実施	23年度以降実施	労働大学校については、研修の質の維持向上を図りつつ、規模を縮減の上、国が実施する。その際、都道府県労働局で実施可能な研修については、都道府県労働局に移管する。

【資産・運営等の見直し】

	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 不要資産の国庫返納	政府出資金	23年度中に実施	一般勘定及び雇用勘定における不要資産（約3億円）を国庫納付する。
05 事務所等の見直し	霞ヶ関事務所	22年度中に実施	霞ヶ関事務所を廃止する。
06 保有資産の見直し	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物の国庫納付	23年度以降実施	労働行政担当職員研修（労働大学校）に係る土地建物については、労働大学校の国への移管に併せて国庫納付する。

厚生労働省 雇用・能力開発機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 職業能力開発業務（職業訓練業務）	高齢・障害・求職者雇用支援機構への職業能力開発業務の移管	23年度中に実施	職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクセンター等）は、高齢・障害・求職者雇用支援機構へ移管する。
		24年度中に実施	職業能力開発総合大学校については、相模原校を廃止し、附属校である東京校（小平市）へ集約する。
	ポリテクセンター等の都道府県への譲渡の推進	22年度から実施	ポリテクセンター等については、平成24年度までの間、受入条件が整う都道府県への譲渡を集中的に推進する。
	地域職業訓練センター等の自治体への譲渡又は廃止	22年度中に実施	地域職業訓練センター及びコンピュータ・カレッジの業務を自治体へ譲渡又は廃止する。
02 雇用管理に関する業務（助成金支給業務）	国に移管	23年度中に実施	雇用管理に関する業務（助成金支給業務）については、都道府県労働局（国）に移管する。
03 勤労者財産形成促進業務	廃止及び勤労者退職金共済機構への業務移管	23年度中に実施	利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については勤労者退職金共済機構へ移管する。
04 【暫定業務】雇用促進住宅業務	高齢・障害・求職者雇用支援機構への業務移管	23年度中に実施	雇用促進住宅の譲渡・廃止業務及び管理運営業務を高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管する（平成33年までに処理を完了する。）。

【資産・運営等の見直し】

	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
05	雇用促進住宅利益剰余金	23年度中に実施	雇用促進住宅の運営に係る利益剰余金（平成21年度未約576億円）については、平成23年度当初に必要な資金額を算出することにより、早急に納付額を確定し、国庫納付する。 なお、国庫納付に伴い、業務の効率化等あらゆる努力を行っても、なお将来事業に必要な資金が不足した場合には、必要な措置を講ずる。
06	国際能力開発支援センター剰余金等	23年度中に実施	当該センターの廃止に伴い、運営委託契約の精算業務を行い、委託先に留保されていた剰余金等（平成21年度未約5億円）については早急に引渡額を確定し、国庫納付する。
07 不要資産の国庫返納	国際能力開発支援センターほか	22年度中に実施	国際能力開発支援センターほかを国庫納付する。
08	佐賀職業能力開発促進センター一本庄職員宿舎ほか	23年度以降実施	佐賀職業能力開発促進センター一本庄職員宿舎ほかを国庫納付する。
09	雇用促進住宅	33年度までに実施	雇用促進住宅を国庫納付する（保有数1,429住宅）。
10	職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）の敷地を売却し、国庫納付する。
11	雇用促進住宅の処分	33年度までに実施	雇用促進住宅を順次処分し、国庫納付する（保有数1,429住宅）。
12 保有資産の見直し	保有宿舎の廃止	22年度以降実施	すべての宿舎について整理を進め、平成23年度末までに、設立時の宿舎数に比して4割を超える宿舎を廃止する。木造（戸建式）宿舎は、原則として廃止する。
13	職業能力開発総合大学校（相模原校）	25年度以降実施	職業能力開発総合大学校（相模原校）を廃止し、売却する。
14 法人の廃止	雇用・能力開発機構の廃止	23年度中に実施	雇用・能力開発機構については、平成23年4月1日に廃止する。

厚生労働省 **労働者健康福祉機構**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 労災病院業務等	(病院等業務) 診療連携の構築等、病院等業務の効率化、業務及び施設の一部廃止	22年度から実施 23年度から実施 22年度から実施 24年度末までに廃止	病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での国立病院との診療連携の構築や国立病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒して早期に取りまとめる。 労災リハビリテーション作業所は現入居者の退所先を確保しつつ順次廃止する。 経費の縮減、事業規模の見直しなど経営改善のための具体的な取組を推進し、運営費交付金を縮減する。 産業保健推進センターの3分の2を上回る統廃合（ロック化）、業務の縮減並びに管理部門等の集約化及び効率化を図る。当該センターの業務は、専門的・実践的な研修・助言等の業務に特化し、窓口を設置しての相談業務を廃止する。
	(地方組織) 産業保健推進センター業務等の縮減 助成金事業の廃止	22年度から実施	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金事業及び自発的健康診断受診支援助成金事業を廃止する。
	未払賃金の立替払事業	管理コストの効率化	企業の倒産に当たっての雇用者の未払賃金の立替払業務について、更なる業務の効率化を図る。 立替払後の事業主等への求償については、求償権行使の周知徹底や裁判所への債権届出等必要な処理を速やかに行い、適切かつ厳格な債権回収を図る。
	納骨堂業務	業務内容の改善	産業殉職者の遺族等に配慮しつつ、業務改善に努める。
04 【経過業務】労働安全衛生融資等の貸付金回収業務	適切な債権管理	22年度から実施	貸付債権を適切に管理し、確実な回収に努める。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容	
05 不要資産の国庫返納	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほか	22年度中に実施	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舎、水上荘、恵那荘ほかを国庫納付する。
06	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほか	24年度以降実施	労災リハビリテーション宮城作業所職員宿舎ほかを国庫納付する。
07 署員宿舎の見直し	宿舎料の適正化	23年度中に実施	適切な水準となるように宿舎使用料の見直しを行う。
08 取引関係の見直し	調達の効率化	22年度から実施	後発医薬品の積極的な導入、医療機器の共同購入の拡大等により購入金額を縮減する。
09 業務運営の効率化	繰越欠損金の解消	22年度から実施	繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。

厚生労働省 **国立病院機構**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 診療事業			病院ごとに、政策医療・地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含めた必要な措置を講ずる。また、病院単位での労災病院との診療連携の構築や労災病院を含む他の公的病院との再編等についても広く検討する。
02 臨床研究事業	診療連携の構築等、拠出金比率の引下げ、ロック事務所の廃止を前提とした合理化スケジュールの公表	22年度から実施	また、ロック事務所については、平成22年度末を目指して、廃止した場合の課題等を整理した上で、廃止を前提とした合理化のスケジュールを公表し、着実に実施する。 診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。
		23年度中に実施	診療事業に関する運営費交付金については、その使途を国の政策上特に体制確保が求められる医療のための費用に限定することにより縮減する。 長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を3%から2.4%へ引き下げる。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容	
04 不要資産の国庫返納	旧十勝療養所跡地ほか	22年度中に実施	旧十勝療養所跡地ほかを国庫納付する。
05 取引関係の見直し	契約の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、一者応札・一者応募となつた契約については、個々に点検・見直しを実施する。 共同入札で購入する医薬品リストの見直し、共同入札対象とする医療機器の機種拡大等に取り組み、引き続き診療事業等に要するコストの削減を図る。
06	拠出金比率の引下げ	23年度中に実施	長期債務の共同負担等のための各病院からの拠出金比率を3%から2.4%へ引き下げる。
07 業務運営の効率化等	事務・事業の効率化等	22年度から実施	長期債務残高の存在や老朽化する病院施設、医療機器設備の更新等に要する資金需要等にかかるみ、計画的に投資を進めなど、事務事業の更なる効率化を図る。 また、十分な説明責任を果たすため、早急にガバナンスを強化する。

厚生労働省 **医薬品医療機器総合機構**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 健康被害救済業務	更なる効率化	22年度から実施	適切な人員配置等による管理運営費の見直し等により、更なる効率化を図る。
02 審査閲連業務	ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消	22年度から実施	ドラッグ・ラグは平成23年度までに、デバイス・ラグは平成25年度までに解消との目標に向け、主要業務への重点化に注力するとともに、具体的な戦略として審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表（アクション・プラン）を作成する。また、毎年度、その進ちょく状況について評価・検証等を行い、確実に実施する。
	ガバナンスの抜本的な改革・強化	22年度から実施	厚生労働省からの出向者の削減等によるガバナンスの確保に努めるとともに、業務上の課題の解決に向けた取組に当たっては、最少限の人員増加、適切な人員配置を行った上で、成果について検証するなどPDCAサイクルによる適切な業務改善を行う。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容	
04 人事管理の見直し	国からの現役出向者の削減	22年度から実施	国からの現役出向者を削減し、課長級以上の職員に占めるプロバー職員の割合を4年以内に50%以上とする。
05	相談体制の見直し	22年度から実施	新医薬品・医療機器の審査の迅速化に資するため必要な相談を充実させつつ、現在の相談体制を見直す。
06 組織体制の整備	審査閲連業務、安全対策業務の業務拡充	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグの解消に向け、効率的な人材確保に注力するなど審査閲連業務等を拡充する。
07	研修の強化	22年度中に実施	ドラッグ・ラグ及びデバイス・ラグを解消するために、人材育成のための研修を強化する。

厚生労働省		医薬基盤研究所	
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 基盤的技術研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3事業に重点化する。また、ワクチン研究は、重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 単独研究については、本法人の技術及び設備の観点から当該法人の特徴がいかせる分野に特化し、研究を選択する。 共同研究については、技術及び設備を踏まえ、本法人が研究の中核となる研究に特化する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。
		23年度から実施	代謝疾患関連の難病治療研究については、研究対象を神経変性疾患等に重点化するなどの見直しを図り、業務の縮減に努める。
02 生物資源研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、研究分野を重点化しつつ、難病以外のDNAバンクの廃止等により業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業については、類似する研究機関との役割分担を明確化し、重複研究を排除する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。
		22年度から実施 自己収入の拡大	細胞培養・分譲事業については、コストに見合った適正価格での分譲を行い、自己収入を拡大する。 関係法人と共同で実施しているバンク事業については、本法人が実施し、自己収入の拡大を図るスキームを構築する。
03 基礎的研究推進事業	国で実施	23年度から実施	厚生労働省、特定法人との関係、厚生労働省科学研究費等との関係の見直しを行った上、国で実施する。
04 実用化研究支援事業	事業の廃止、納付金の国庫納付	23年度から実施	事業を廃止する。ただし、委託金交付先からの納付金回収が終了するまで経過業務は継続する。 既存の委託研究については、今後、研究成果が生じた場合に、委託先からの納付金を国庫納付する。
05 少年疾病用医薬品等開発振興事業	国で実施	23年度から実施	国による実施スキームを構築する。
06 【経過業務】承継事業	事業の廃止	35年度までに実施	事業を廃止する。ただし、既出融資の回収が終了するまで経過業務は継続する。 業務縮小に伴う債権の回収・管理業務の効率化を図る。
【資産・運営等の見直し】			
講すべき措置	実施時期	具体的な内容	
07 不要資産の国庫返納	政府出資金（開発振興勘定）	23年度中に実施	開発振興勘定における投資有価証券及び長期性預金（約25億円）を国庫納付する。
08 不要資産の国庫返納	政府出資金（承継勘定）	23年度以降実施	承継勘定における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券（約48億円）については、早急に返納額を確定した上で一部を国庫納付する。
09 不要資産の国庫返納	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（一部）	22年度中に実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、地方自治体に売却した土地の売却額を国庫納付する。
	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（その他）	24年度以降実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地を国庫納付する。
11 組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。
厚生労働省	年金・健康保険福祉施設整理機構		
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講すべき措置	実施時期	具体的な内容
01 厚生年金病院・社会保険病院の取扱い	病院の計画的な整理	22年度中に実施	病院については、早期の計画的整理完了に向けて適切に事業を推進する。
	業務の効率化	22年度から実施	オフィスの縮小、コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。
【資産・運営等の見直し】			
講すべき措置	実施時期	具体的な内容	
02 事務所等の見直し	サテライトオフィス	23年度以降実施	サテライトオフィス（東京）を廃止する。
厚生労働省	年金積立金管理運用独立行政法人		
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 年金積立金の管理・運用	年金積立金の適切な運用及び運用実績の適切な開示	22年度から実施	株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散等について、年金積立金の管理・運営の在り方を検討するため設置された運用委員会の意見を活用しつつ、適切な管理運用を推進し、運用実績の適切な開示を図る。
	業務の効率化	22年度から実施	コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。
【資産・運営等の見直し】			
講すべき措置	実施時期	具体的な内容	
02 不要資産の国庫返納	日野職員宿舎	23年度中に実施	日野職員宿舎を国庫納付する。
03 行徳職員宿舎	24年度中に実施	行徳職員宿舎を国庫納付する。	
04 組織体制の整備	監査機能の強化	22年度中に実施	監査内容の充実、金融実務経験者の監事への採用等により監査機能の強化を図る。
05 業務運営の効率化等	内部統制の徹底	22年度中に実施	職員の研修、管理の強化等により、内部統制を徹底する。
厚生労働省	国立がん研究センター		
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 研究事業 02 臨床研究事業 03 診療事業 04 教育研修事業 05 情報収集事業 06 一般管理費	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するため以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
【資産・運営等の見直し】			
講るべき措置	実施時期	具体的な内容	
07 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	
08 業務運営の効率化等	取引関係の見直し	22年度から実施	原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省 国立循環器病研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
07 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08 業務運営の効率化等		原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省 国立精神・神経医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
07 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08 業務運営の効率化等		原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省 国立国際医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 國際協力事業			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
09 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
10 業務運営の効率化等		原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省 国立成育医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
07 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08 業務運営の効率化等		原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

厚生労働省 国立長寿医療研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。 ・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。 ・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。 ・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。
02 臨床研究事業			
03 診療事業			
04 教育研修事業			
05 情報発信事業			
06 一般管理費			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
07 内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。
08 業務運営の効率化等		原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。 なお、契約に関する重要事項については、役職員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。

農林水産省 農林水産消費安全技術センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 農薬関係事業			
02 飼料及び飼料添加物関係事業	自己収入の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査事業並びに農薬、肥料及び飼料の講習事業について、国費率低減の観点から自己収入の拡大を図る。また、新試験の項目の追加（飼料添加物関係試験、重金属管理関係試験）による業務量の増加については、人員増とならないように業務の効率化を行う。
03 肥料及び土壤改良資材関係事業			
04 食品等関係事業	消費者庁、国民生活センター等との役割分担の明確化	23年度から実施	国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析のうち、本法人のみが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。また、相談窓口である消費安全情報部の業務については、企業等からの技術的な相談のみを本法人が受け付け、それ以外は各地方の農政局に任せることにより、本法人の情報提供業務を縮減する。ただし、消費者から相談が寄せられた場合には、行政サービスの一環として対応する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
05 不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	24年度以降実施 堺ほ場の廃止に伴い生じた不要資産を国庫納付する。
06 事務所等の見直し	門司事務所の見直し	24年度中に実施 門司事務所について、統合に必要な経費とその確保について検討し、福岡センター（旧肥飼料検査所）と統合して業務の効率化を図る方向で検討を進める。
07 事務所等の見直し	札幌センターの効率的な業務運営	23年度から実施 小樽事務所の機能を札幌市内の新事務所に移転し、旧札幌センターと一緒に運営するとしているが、いまだに統合の効果が限定的であるため、統合の利点をいかした、より効果的・効率的な業務運営を図る。
	堺ほ場の廃止	24年度中に実施 他の法人とほ場の共同利用を図るなどの方法により、堺ほ場を廃止する。

農林水産省 種苗管理センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	一層の効率化（栽培試験業務の民間委託等による効率化）	23年度以降実施	栽培試験の効率化の観点から、現在一部の品種において実施されている民間委託の拡大を図るため、公募案件数を拡大する。栽培試験の結果については、電子媒体での検定・報告を推進し、審査等に係るコストについて一層の効率化を図る。
	品種保護相談役（品種保護Gメン）事業の見直し	22年度から実施	海外における育成者権侵害については、類似性試験対象作物の拡大、侵害情報の提供など税関等における國際対策への協力を主とし、品種保護Gメンの東アジア地域への派遣事業については、事業規模を縮減する。
02 農作物の種苗の検査	受益者負担の拡大	23年度から実施	民間からの依頼に基づく検査については、管理費も含めて検査コストに見合った手数料を徴収するように価格設定を見直す。
03 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	ばれいしょ及びさとうきびの原原種配布価格の引上げによる自己収入の拡大	23年度から実施	本法人による原原種の生産コストと本法人から都道府県への原原種の配布価格とに大きな乖離があるため、特にばれいしょについて関係都道府県や生産団体と協議しつつ、一般栽培農家の経営に大きな影響を与えることなく原原種の配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。
	余剰・規格外原原種の処分方法の見直しによる自己収入の拡大	22年度から実施	余剰・規格外原原種の処分については、一般種苗用の販売の拡大など自己収入の拡大を図る。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 取引関係見直し	規格外原原種の処分に係る取引の見直し	23年度から実施 余剰・規格外原原種の処分のうち、でん粉原料用として売却するものについては、民間企業等に随意契約で売却されているため、契約の在り方を見直し、一般競争入札に改める。

農林水産省 家畜改良センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 全国的な視点での家畜改良	家畜改良業務の事業規模の縮減（家畜の多様化、系統造成の支援に特化）	23年度以降実施	乳用種雄牛の検定業務の民間移行、系統豚造成の段階的廃止等により事業規模を縮減するとともに、種畜の多様化に特化した業務体系に移行する（泌乳持続性や飼料利用性の重視など）。
	精液採取用種雄牛の貸付け業務の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	精液採取用種雄牛の貸付けの入札については、応札者数が少ないとから、周知活動を強化するなどの方法により更に競争性を高める。
	調査研究業務について事業規模の縮減	23年度から実施	業務効率化のための調査に特化し、より研究要素の強い業務（資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発及び休眠細胞クローン牛の調査）は他の研究開発法人（特に農業・食品産業技術総合研究機構（畜産草地研究所））や大学、民間等にゆだねるなど役割分担を明確化し、事業規模を縮減する。
02 飼料作物種苗の増殖	種苗（原種）の提供価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	提供価格については、栽培用種子の農家への販売価格に及ぼす影響に留意しつつ、原則として生産コストに見合った金額に見直すとともに、より競争的な契約手続を導入し、自己収入の拡大を図る。
03 牛トレーサビリティ業務	—	—	—
04 種畜検査及び種苗検査	種畜検査の自治体移管	23年度以降実施	総コストの縮減を図りつつ、各都道府県における検査能力水準の齊一化、検査結果についての責任問題の整理を行い、事業を自治体に移管する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
05 不要資産の国庫返納	土地等の国庫返納	23年度以降実施 「取引関係の見直し」に伴い生じた不要資産を国庫納付する。
06 取引関係見直し	土地等の貸付けの見直し	23年度以降実施 本所（福島県）において貸付けを行っている土地（社団法人家畜改良事業団：土地約700m ² ・建物約460m ² ・無償、社団法人ジャパンケネルクラブ：土地約1万m ² 、約21百万円/年）については、土地の売却又は適正価格による貸付けを行う。
07 人件費の見直し	技術専門職員の見直し	23年度以降実施 技術専門職員が担当する家畜管理、飼料生産業務等については、費用対効果の観点から十分に精査し、アウトソーシングを促進する。

農林水産省 水産大学校

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 水産に関する学理及び技術の教授及び研究	水産業を担う人材の育成教育の在り方に係る検討及び事業規模の縮減	23年度から実施	事業仕分けの結果を踏まえ、専攻科定員配分の見直しによる水産系海技士養成の重点化、国立大学法人との連携強化による教育効果の向上を図るほか、水産業を担う人材の育成教育の効果的・効率的な在り方について引き続き検討する。また、次期中期目標期間において、田名臨海実験実習場を廃止し国庫納付することなどを検討し、事業規模を縮減する。

農林水産省 農業・食品産業技術総合研究機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 農業・食品産業技術研究等業務（試験研究並びに調査、プロジェクト研究（受託研究））	研究テーマの重点化と組織・人員の見直し	23年度以降実施	<p>研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、6センター、8研究所及びその下に設置されている28研究拠点・支所・試験地において硬直的に事業を実施している体制について整理し、見直しを行う。</p> <p>また、政策部局による評価を本法人の内部評価に反映させ、ニーズや進ちょくに合わせて機動的に研究の中止・変更を行う。現在の研究テーマについても、以下の事業の廃止を含め、農業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。</p> <p>「農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発」「地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発」「農業・農村の持つすらぎ機能や教育機能等の社会学的解明」等本法人で実施する必要性に乏しい研究課題を廃止する。</p> <p>「フェロモン利用等を基幹とした農業を50%削減するりんご栽培技術の開発」「RNAサイレンシング等を活用した大豆わい化病抵抗性付与技術の開発」「育種工学的手法による甘しそへの病害抵抗性付与技術の開発」等研究の進ちょく状況により他機関に研究をゆだねるが適当な課題を廃止する。</p> <p>「北海道地域における高生産性畑作システムの確立」事業に関連する「大型機械トララドス」に係る研究等の研究開始から相当期間経過しても民間での活用実績が少ない研究を廃止し、機器を処分する。</p> <p>「経営計画・販売管理・財務分析を統合した経営意思決定支援システムの開発」「農村景観シミュレーター」事業等のシステム開発については、研究成果の早期民間移転を図る。</p>
	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	<p>「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにつかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合することでシナジー効果・効率化を図る。</p>
02 農業・食品産業技術研究等業務（教授業務）	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直し	22年中に実施	農業者大学校については、平成23年度から新規募集が停止されているところであり、「廃止」との事業仕分けの結果を踏まえ、在学生に配慮しつつ、農業経営者育成教育の在り方を抜本的に見直す。
03 農業機械化促進業務	研究業務の実現可能性の高い研究テーマへの重点化による規模の縮減	23年度から実施	<p>研究業務については、研究テーマの採択に係る事前審査及び中間審査を強化する。</p> <p>農業政策上緊急的に措置が必要なもの、及び、実現可能性（高コストでないことを含む）が高い分野に限定し、事業実施のための評価スキーム等を確立する。</p> <p>共同研究における民間企業の負担割合を増加し、より普及が見込まれるテーマに重点化するよう見直す。</p>
04 基礎的研究業務	受益者負担の拡大	24年度から実施	型式検査業務及び安全鑑定業務については、更なる受益者負担の拡大を図る。
05 民間研究促進業務	事業の廃止の検討	23年度から実施	平成23年度から新規採択は行わず既存案件の業務を残して廃止することを検討する。
06 【経過業務】特例業務	事業の廃止	27年度中に実施	平成27年度までに株式の処分等を行い、業務を廃止する。この際、残余資産があれば国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
07 ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債	23年度中に実施	ウルグアイ・ラウンド対策事業運用利益等負債（約2億円）を国庫納付する。
08 不要資産の国庫返納	土地の売却等によって生じた不要資産	農業者大学校の本部所在地への移転の際に生じた不要資産（約8.6億円）を国庫納付する。
09 農業者大学校用施設	24年度以降実施	農業経営者育成教育の在り方の抜本的な見直しに伴い、農業者大学校開設施設のうち、不要となるものを国庫納付する。
10 事務所等の見直し	東京事務所の移転	東京事務所、東京リエゾンオフィスについては、本部（つくば市）を含めた東京23区外へコストを縮減する形で移転する。
11 組織体制の整備	事業の審査及び評価	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。
12 新たなガバナンス体制の構築	23年度以降実施	研究所（研究グループ）ごとに研究課題を提案する縦割の体制ではなく、農業政策上の優先事項を把握した農林水産技術会議や本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。この際、本部、6センター及び8研究所の下に設置されている28研究拠点・支所・試験地については、硬直的に事業を実施している体制の見直しを行う。

【その他】

13 4研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。
--

農林水産省 農業生物資源研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 生物資源の農業上の開発・利用に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	<p>「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにつかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。</p>
	依頼照射事業の自己収入の拡大	23年度から実施	放射線育種場について、依頼照射料金（野外照射：12,100円、室内照射：5,800円）を見直し、自己収入の拡大を図る。この際、依頼照射が無料となっている他の法人、国大法人に対し有料化を検討する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 事務所等の見直し	放射線育種場寄宿舎の廃止	23年度以降実施
03 組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：743万円、特許収入：171万円）。

【その他】

04 4研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。
--

農林水産省 農業環境技術研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術の基礎的な調査及び研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	<p>「生物機能を利用した環境負荷低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることにつかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。</p>

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施

【その他】

03 4研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。
--

農林水産省 国際農林水産業研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 開発途上地域の農林水産業に関する技術の試験研究	共同プロジェクト研究の融合及び効率化	23年度から実施	「生物機能を利用した環境負低減技術の開発」「新農業展開ゲノムプロジェクト」「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」など、本省の複数のプロジェクト研究について、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）が共同研究を実施していることや、プロジェクト研究以外でも4法人が研究連携についての包括的な協定を締結していることいかんがみ、4法人の研究や人員を一体化・融合してシナジー効果・効率化を図る。
	オープンラボ（島嶼環境技術開発様）の利用料徴収による自己収入の拡大	23年度から実施	当該施設について、受益者負担拡大の観点から利用料を徴収し自己収入を拡大する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 組織体制の整備	特許取得・保持の見直し	23年度から実施 実用化に繋がる可能性の判断の厳格化による保有コストの低減及び技術移転活動の活性化による実施許諾収入の増加を図る（特許保有コスト：1053万円、特許収入：16万円）。

【その他】

03 4研究開発法人（農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び国際農林水産業研究センター）については、研究分野としてのまとまり、研究内容の関連性の強さを踏まえ、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直す。
--

農林水産省 森林総合研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 森林・林業分野の研究の推進	研究課題の重点化（事業規模の適正化）	23年度から実施	森林・林業政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す。 また、本省の政策部局における施策ニーズに一層的確に対応するよう、現在の研究テーマについて森林・林業政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、研究課題の重点化を図り、その結果に基づき事業規模の適正化を図る。 この際、「森林の保健・レクリエーション機能等の活用技術の開発」を廃止する。
	国立環境研究所との連携等	23年度から実施	温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、国立環境研究所において関連する研究が行われており、引き続き研究課題の重複の排除を図るとともに、国立環境研究所との連携を強化する。
02 林木育種事業	種苗配布価格の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	少量多品種の種苗を育成し、都道府県に原種を配布しているが、より低コストで大量生産された種苗の市場価格と同程度の価格設定であるため、優良種苗の普及に配慮しつつ配布価格を引き上げることにより、自己収入の拡大を図る。
03 水源林造成事業	事業の効率化等	23年度から実施	水源林造成事業に掛かる経費については、分担造林契約に基づく将来の造林木販売収入を適切に見積もるなど事業の収支バランスに係る算式を不斷に見直すとともに、公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。 また、経過措置として旧緑資源機構から本法人が承継した水源林造成事業は、当分の間、本法人での実続を継続することとしているが、水源林造成事業の受け皿法人の検討について早期に結論を得る。
04 特定中山間保全整備事業等	事業の廃止	25年度目途実施	特定中山間保全整備事業は、現在実施中の2区域の事業完了をもって廃止する。
		24年度目途実施	農用地総合整備事業は、現在実施中の4区域の事業完了をもって廃止する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
05 森林農地整備センター本部及び関東整備局の移転・共用化	23年度から実施	森林農地整備センター本部（川崎）及び関東整備局（赤坂）については、森林総合研究所の本所（つくば）との統合を含め、業務効率化の観点から適切な形での移転・共用化を検討し、実施する。
06 事務所等の見直し	24年度から実施	各整備局及び水源林整備事務所の縮減
07 分室の廃止	23年度中に実施	成宗分室（東京都杉並区）及び青山分室（岩手県盛岡市）を廃止する。

農林水産省 水産総合研究センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 水産物の安定供給確保のための研究開発			
02 水産業の健全な発展と安全・安心な水産物供給のための研究開発	水産業に成果が直結する研究に特化した整理統合を行い、重点化（事業規模の縮減）	23年度から実施	水産業に係る政策上の優先事項を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化を図るなど事業実施体制を見直し、事業規模の縮減を図る。 また、本省が行う水産業に係る施策の内容を法人の内部評価に反映させ、現在の研究テーマについては、水産業に係る政策上緊急かつ必要不可欠な事業であるかを精査の上、調査研究の重点化を図る。 この際、「漁業・漁村が持つアメニティや自然環境保全等の多面的機能の評価手法の開発、多面的機能の向上手法の研究」を廃止する。
03 研究開発の基盤となる基礎的・先導的研究開発及びモニタリング等			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 不要資産の国庫返納	漁獲收入低減リスクの分散のための政府出資金	23年度中に実施 漁獲收入低減リスクの分散のための政府出資金のうち約11億円を国庫納付する。
05 事務所等の見直し	栽培漁業センター、さけますセンター及び水産研究所の組織の一元化	23年度以降実施 栽培漁業センター、さけます事業所及び水産研究所の組織の一元化によって事業所数の更なる縮減を図るとともに、技術普及・モニタリングのみを行っているさけますセンターについては、近隣のさけます事業所への統合を図る。
06 利用率の低い宿泊施設の在り方の見直し	西海区水産研究所石垣土所研修宿泊棟（稼働率：6%）、北海道区水産研究所外来研究員宿泊所（稼働率：7%）、東北区水産研究所外來研修員宿泊施設（稼働率：3%）等の利用率の低い施設については、これらの宿泊施設の近年の利用状況、必要性及び費用対効果を検証の上、不要と判断されたものについては、施設の在り方について廃止を含めて検討する。	23年度以降実施

農林水産省 農畜産業振興機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 畜産関係業務	ブルー資金の在り方を見直し、緊急性のある事業以外は国直轄で実施することも含め、事業を整理・縮減	23年度から実施	経営安定及び需給・價格安定事業のうち、緊急性が必ずしも高くない資源循環型酪農推進事業及び鶏卵需給安定緊急支援事業については国直轄で実施するとともに、生乳需要創出緊急対策支援事業は廃止し、その他畜産振興事業については更に事業を縮減する。また、本法人の保有資金及び公益法人に造成している基金を真に必要な限度まで縮減する（財団法人畜産環境整備機構のリース基金の段階的な廃止、引上げ等）。
02 野菜関係業務	指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業について事業規模の縮減、制度設計の見直し	23年度から実施	指定野菜価格安定対策事業及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の国費全体分における資金の保有率を50%から30%に低減するなどブルー資金の在り方を見直すことにより、事業規模を縮減する。
	契約野菜安定供給制度について事業の廃止を含めた抜本的な制度の見直し	23年度から実施	契約取引の実態を踏まえ、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援や、野菜の價格・数量変動への対応などを踏まえた契約野菜関係についての新しい支援政策を制度化し、利用実績が著しく低い現行事業の実施は取りやめる。
03 砂糖関係業務	砂糖勘定の累積欠損の低減	23年度から実施	砂糖勘定の累積欠損を低減するため、負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出を適正化するとともに、生産者等による經營努力のインセンティブをより高める枠組みとなるよう見直しを行う。
04 情報収集提供業務	事業規模の縮減	23年度から実施	海外事務所を廃止することに伴い、事業に係る総コストが増加しないよう事業規模を縮減する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
05 不要資産の国庫返納	野菜関係業務の未活用資金	22年度から実施 野菜関係業務の縮減に対応し不要となる資金の国庫納付については、事業仕分け結果を踏まえ、年内に結論を得て、措置する。
06 事務所等の見直し	海外事務所の廃止	22年度中に実施 海外事務所を廃止する。
07 本部事務所経費の縮減	23年度から実施 本部事務所（麻布台）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。	

農林水産省 農業者年金基金

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 農業者年金事業（新制度）	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づく業務改善等	23年度から実施	行政事業レビュー（公開プロセス）の結果に基づき、農業者年金事業の業務の改善等を着実に行う。
02 農業者年金事業（旧制度）	—	—	—
03 農地等の買入資金に係る債権管理（旧制度）	—	—	—

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 事務所等の見直し	本部事務所経費の縮減	23年度から実施 本部事務所（西新橋）について、業務内容を考慮しつつ、より効率化する形で事務所経費を縮減する。

農林水産省 農林漁業信用基金

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 農業信用保険業務（農業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（農業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。
02 林業信用保証業務（林業信用保証勘定）	低利預託原資貸付業務（林業）の再設計	23年度から実施	ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、制度の見直しの検討を進める。
03 渔業信用保険業務（漁業信用保険勘定）	低利預託原資貸付業務（漁業）の廃止	23年度中に実施	本法人の事業としては廃止する。
04 農業災害補償関係業務（農業災害補償関係勘定）	事業の見直し	23年度以降実施	中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減する。
05 渔業災害補償関係業務（漁業災害補償関係勘定）	—	—	—

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
06 不要資産の国庫返納	農業信用保険勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施 低利預託関連事業を廃止し、政府出資金額（125億円）を国庫納付する。
	林業信用保証勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施 低利預託関連事業を再設計し、政府出資金額（171億円）のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない金額（73億円）を国庫納付する。
	漁業信用保険勘定の低利預託用出資金	23年度中に実施 低利預託関連事業を廃止し、政府出資金額（60億円）を国庫納付する。
	農業災害補償関係勘定の利益剰余金及び政府出資金	23年度中に実施 事業の見直しに伴い当該勘定の利益剰余金及び政府出資金のうち40億円を国庫納付する。

経済産業省 経済産業研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 調査及び研究業務	研究テーマの重点化による国費の縮減 自己収入の拡大	23年度から実施	経済産業政策における課題の把握を踏まえた研究など、経済産業政策形成への貢献度が高い研究に重点化するための仕組みを作り、予算の効率的な執行を通じて国費投入を縮減する。 競争的資金の獲得等により、引き続き自己収入の拡大に努める。
	計画的な予算執行	22年度から実施	運営費交付金について、研究管理を厳格に行い、計画的な予算執行に努める。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 事務所等の見直し	分室の廃止又は徹底的な効率利用	23年度以降実施 分室の廃止又は他の法人との共用化等、施設の徹底的な効率利用を図る。
03 組織体制の整備	政策シンクタンク機能の強化	22年度中に実施 政策シンクタンク機能を強化するため、大学、産業界等の外部専門家からなる委員会を設置し、研究の進行に応じ適切な閣与を行う。

経済産業省 工業所有権情報・研修館

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 工業所有権情報の収集及び提供事業	特許電子図書館（IPDL）事業の廃止	26年度中に実施	特許電子図書館（IPDL）事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、本法人の事業としては廃止する。 なお、窓口業務等を行うに当たっては、ユーザーに対する質の向上に努める。
	他法人等との連携強化	22年度から実施	相談業務について、特許庁のほか、地方経済産業局等や民間法人においても各種相談業務が実施されていることから、相談業務を含め、役割分担の整理及び連携強化を行い、効率的に業務を実施する。
02 工業所有権情報の流通促進事業	事業の廃止	22年度中に実施	廃止する。
03 人材育成事業	特許庁職員向け研修の国直接実施 特許庁職員向け研修を除く研修の民間実施等	23年度から実施 24年度以降に実施	特許庁職員向け研修については、制度の見直しの中で、国が直接実施する事業として整理・検討する。 特許庁職員向け研修を除く研修の実施については、民間の判断に任せることとする。ただし、特許庁の業務の迅速化等に資する研修については、必要に応じて、民間に対する補助の導入等、適切な業務実施の在り方について検討を行う。
04 知財情報活用の高度化推進	国他の施策との役割分担・連携の精査	22年度中に実施	大学・中小企業支援策との役割分担・連携を検証した上で、効率的に業務を実施する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
05 事務所等の見直し	地方閲覧室の廃止	22年度中に実施 すべての地方閲覧室を廃止する。
06 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善、特定の企業との関係の見直し	22年度から実施 公開特許公報英文抄録作成及び欧米特許明細書等と文抄録作成については、適正な規模に分割した上で調達に改めるなどの改善を図り、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努め、特定の企業への契約の集中について改善を図る。
07 組織体制の整備	特許庁の新業務システムの運用開始に伴う体制・職員の縮小の計画的実施	26年度から実施 特許庁の新業務システムの運用開始に伴い、体制・職員の縮小を計画的に実施する。また、現行システム稼働の間の経費について抑制を図る。

【その他】

08 独立行政法人の形態で行なうことが真に効率的かどうか、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施することを検討する。（国の直接実施とする場合に当たっては、当該事業が真に国が行なうべきものであるかどうかを厳しく精査する）。

経済産業省 **日本貿易保険**

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 貿易保険事業	民間事業者の事業機会拡大のための環境整備	22年度から実施		民間事業者への販売委託や民間保険との協調保険といった取組の推進に加え、平成23年度を目指して導入する新たな取組を検討し、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備する。
	利便性の向上	23年度から実施		中小企業関係機関等との連携を強化し、地方の中小企業が貿易保険を利用する上で利便性を向上させる。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置		実施時期	具体的な内容
02 事務所等の見直し	大阪支店の規模の見直し	23年度中に実施	大阪支店については、地方の中小企業等に対する利便性向上に配意しつつ、機能を中小企業等の顧客に対するサービスに限定し、それに見合った規模に縮小する。
	海外事務所の見直し	22年度から実施	各海外事務所については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。また、必要性について検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。
04 取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に努める。
05 人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施	国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスバイレス指数の引き下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。

【その他】

平成22年10月の事業仕分け結果（「特別会計の廃止（国以外の主体に移管）」、「国家の保証等国との関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」）を踏まえ、特別会計の枠組みの在り方における新たな制度設計の中で、本法人の在り方について全般的な見直しを行う。その際、貿易保険の利用者に不便が生じないよう対応する。
--

経済産業省 **産業技術総合研究所**

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 鉱工業等に関する科学技術の研究開発等	研究テーマの重点化による事業規模の見直し	22年度から実施		グリーンイノベーション、ライフイノベーション等の分野への重点化により、事業規模の見直しを行なう。また、毎年度、外部専門家による評価を実施し、産業創出の展望が見えないと判断されたテーマはその年度をもって廃止する。平成22年度においては、高レベル放射性廃棄物の放射線源としての利用に係る研究課題の廃止を検討する。
	重複排除・連携強化	22年度から実施		運営費交付金による研究開発については、本法人の新規テーマ設定を審査する諮問委員会への他の独立行政法人の研究者等の参加、他の独立行政法人との研究協力協定の締結等の調整システムを構築し、関連分野の研究開発を実施する他の独立行政法人との重複排除・連携強化を徹底する。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の資金の獲得の見直し	23年度から実施		NEDOの資金の獲得を見直し、本法人が実質的に単独で行なう研究プロジェクトについては、NEDOの資金を使用しない。
02 国家計量標準の整備	研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施		国家計量標準の開発に係る研究については、グリーンイノベーション、ライフイノベーション、産業国際展開（国際通商を支援する計量標準等）の分野に重点化する。新規の国家計量標準の整備はこれらの分野に限定する。
03 地質調査	地質調査、研究テーマの重点化による見直し	22年度から実施		地質調査、地質情報活用に係る研究については、領土の保全を含む資源確保、原子力発電所等インフラ立地、防災等の政策的観点から必要性が高い地域、研究テーマに重点化する。地質図幅の作成数については、全国一律の整備を見直し、インフラ立地等の観点から早急に作成する必要のある地域等に限定する。
04 地域産業の技術力の向上	地域センターの研究分野の重点化	23年度から実施		地域センターにおける研究分野については、地域の産業集積、技術的特性をいかし、我が国の産業競争力強化のための技術開発センターとしての重点化を促進し、本部における研究との役割分担・連携を徹底する。

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置		実施時期	具体的な内容
05 不要資産の国庫返納	直方サイト	22年度中に実施	直方サイトを国庫納付する。
06 事務所等の見直し	地域における研究サイトの廃止	22年度以降実施	秋葉原サイトを平成23年3月に廃止する。 つくば研究サイト、小金井サイトについてはそれぞれ、平成22年度末、平成23年度末に見直しを行い、共同研究終了時に廃止する。
	特許生物寄託センターと製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターとの統合	23年度以降実施	その他研究サイトについては、研究プロジェクト終了時に、廃止を含めた見直しを徹底する。
08 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
09 業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	22年度から26年度	企業との共同研究などの促進、国内のみならず海外からの資金獲得、研究施設の外部利用等の際の受益者負担の適正化等により、外部資金による研究規模が第3期中期目標期間（平成22年度から平成26年度）終了時までに運営費交付金の50%以上となることを目指す。

経済産業省 **製品評価技術基盤機構**

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 製品安全関連業務	国民生活センター等との連携強化等	23年度から実施		国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析で、本法人が分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する。 各支所で行っている製品事故の原因究明等に係る業務については、消防、警察等とそれぞれの役割を踏まえた連携の在り方を検証し、業務のより効果的・効率的な実施を図る。
	地方支所の効率化	24年度以降実施		地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方に改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行なう。
02 化学物質管理関連業務	事業の在り方の見直し	23年度から実施		化学物質審査規制法に基づく規制業務が主であることから、どのような形で行なうことが真に効率的な事業の在り方を検討する。
	化学物質管理関連業務の効率化	23年度から実施		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出に当たり、二次元コードの利用を促進することにより、届出事業者の利便性の向上及び電子化処理等の一層の効率化を図る。
03 バイオテクノロジー関連業務	特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合	23年度以降実施		産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。
	生物遺伝資源センターの業務実施の見直し	23年度以降実施		生物遺伝資源センター及び特許微生物寄託センターにおける業務の実施に当たっては、施設・設備の共用及び人員の業務兼務等によるコスト削減を行う。
04 適合性認定関連業務	適合性認定関連業務の効率化	23年度から実施		標準化物質総合情報システムへの情報入力を自ら行なうことができる事業者の拡大を図ることにより、当該システムに係る業務の効率化を図る。
05 講習業務	事業の廃止	22年度から実施		電気工事士及びガス消費機器設置工事監督者の講習については、民間にゆだねる具体的な方策を平成22年度から検討を行い、所要の見直しを行なった上で、本法人の業務としては廃止する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置		実施時期	具体的な内容
06 事務所等の見直し	地方支所の効率化（再掲）	24年度以降実施	地方支所において、消防、警察等との役割分担を踏まえた連携の下、各地方支所の製品事故の原因究明に係る業務量の平準化を一層進めることにより業務の効率化を図るとともに、連携等の状況に応じ、その在り方に改めて所要の検討を行う。 また、特に北関東支所については、高度な燃焼試験を要する製品事故の原因究明に特化するとともに、当該支所において実施していた製品事故の原因究明のための初動調査等の業務を本所に一元化して効率的に実施することにより、管理経費の削減及び人員配置の適正化を行なう。
	特許微生物寄託センターと産業技術総合研究所の特許生物寄託センターとの統合（再掲）	23年度以降実施	産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと、本法人の特許微生物寄託センターを統合することとし、平成23年度以降、順次、所要の措置を講ずる。
08 業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	22年度から実施	各事業分野において運営費交付金以外の外部資金（委託費等）の獲得に努める。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努める。

経済産業省 新エネルギー・産業技術総合開発機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講すべき措置	実施時期	具体的な内容
01	【研究開発関連業務】技術シーズ育成事業	研究開発関連業務の事業の重点化	23年度から実施	資金配分を徹底的に見直し、他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化等に取り組み、事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。
02	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業 ①研究開発	研究開発関連業務の抜本的見直し 事業規模の縮減・重点化 ア) ナショナルプロジェクトについて、一者への資金配分の徹底的な見直し イ) 産業技術総合研究所との關係の見直し	23年度から実施	研究開発関連業務については、研究開発法人の在り方を見直される中で、文部科学省や産業技術総合研究所等との関係も含めて抜本的にその在り方を見直す。 あらかじめ研究内容等を設定した政府主導の国家プロジェクトに重点化することとし、以下の取組を行う。 ・ナショナルプロジェクトについて、本法人の研究開発マネジメント機能がいかされない、一者への資金配分の徹底的な見直し ・本法人が実質的に研究開発マネジメントをしていない産総研への資金配分は全廃するなど、資金配分の徹底的な見直し ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化
03	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業 ②実証事業	ウ) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 エ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化		以上により、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえた事業規模の縮減等を図りつつ、重点化する。
04	【研究開発関連業務】ナショナルプロジェクト事業 ③基盤技術促進事業	新規採択の廃止、資金回収の徹底	23年度から実施	新規採択については廃止し、既往案件について、事業化計画等に関する進ちょく状況の把握・分析を踏まえた助言、経営分析を通じた経営成績の把握等に基づき、研究委託先からの収益納付・配当の促進により資金回収の徹底を図る。
05	【研究開発関連業務】実用化・企業化促進事業	事業規模の縮減・見直し ア) 本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 イ) 他府省等のプロジェクトとの重複排除・連携強化	23年度から実施	予算の効率的な使用を進めるとともに、以下の取組を行う。 ・本法人の研究開発マネジメント機能がいかせる事業への重点化 ・他府省等のプロジェクトとの重複排除のための仕組み強化や連携強化
06	新エネルギー・省エネエネルギー導入普及事業等①導入補助等	単純な普及支援の廃止又は他の民間団体への移管による国費の縮減	23年度中に実施	専門性を有しない単純な普及支援は、廃止又は他の民間団体へ移管することにより、国費を縮減する。
		補助事業の重點化等による見直し	22年度から実施	専門性を有する普及支援については、平成21年11月の事業仕分け結果を踏まえた先端的な技術・設備への補助対象の重点化を行うとともに、地球温暖化対策に向けた議論を踏まえ、事業の見直しを行ふ。
07	新エネルギー・省エネエネルギー導入普及事業等②新工不債務保証	新エネルギー利用等債務保証の資金の国庫納付	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要な額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。
08	新エネルギー・省エネエネルギー導入普及事業等③石炭資源開発	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。
09	京都メカニズム事業	国の判断・責任の下で実施	27年度までに実施	京都クレジットの取得は平成25年度末に終了見込みであることから、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づき、クレジット量の検証等が終了した段階で廃止する。 平成25年度以降の新たなメカニズムについては、国際的な検討状況等を踏まえつつ、独立行政法人の制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
10	【経過業務】鉱工業承継業務	鉱工業承継勘定の出資金の国庫納付	22年度中に実施	企業への貸付債権、線越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。
11	【経過業務】石炭経過業務	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管の検討	23年度中に実施	石油天然ガス・金属鉱物資源機構への業務移管を検討する。

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置		実施時期	具体的な内容
12	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（一般）の資金（約10.6億円）を国庫納付する。
13	省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金	22年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（需給）の資金（約21.8億円）を国庫納付する。
14	新エネルギー利用等債務保証の資金（再掲）	23年度から実施	既存の保証契約に係る必要な額を算定し、不要額が確定次第、順次国庫納付する（基金残高20億円）。
15	鉱工業承継勘定の出資金（再掲）	22年度中に実施	企業への貸付債権、線越欠損金等の扱いについて早急に検討し、国庫納付する（168億円）。
16	省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金	23年度中に実施	省エネ・リサイクル支援法債務保証（特定）の資金（5億円）を国庫納付する。
17	区分所有宿舎	23年度以降実施	区分所有宿舎（6戸）の売却を行い、売却收入を国庫納付する。
18	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫	22年度以降実施	粕屋敷地、太宰府敷地、筑紫野敷地、吉塚倉庫、篠栗書庫については引き続き売却処分等を実施する。
19	伊東敷地	22年度以降実施	伊東敷地を国庫納付する。
20	研究設備（噴出試験設備）	22年度以降実施	平成22年度末の地熱開発促進調査事業終了後、売却する。
21	白金台研修センター	23年度中に実施	白金台研修センターを現物納付する。
22	地方支部の廃止	24年度以降実施	地方支部（北海道、関西、九州）については、小規模な北海道支部は廃止し、関西・九州支部は管理機能を本部に統合する。 なお、九州支部は石炭開連業務の石油天然ガス・金属鉱物資源機構への移管問題を踏まえて検討する。
23	事務所等の見直し	会議室の共用化	東京会議室について、他の独立行政法人と共用化を図り、本法人単独での借上げは廃止する。
24	海外事務所の見直し	22年度中に実施	各海外事務所について、廃止又は他機関事務所との共用化を進めることで、具体的な結論を得る。
25	取引関係の見直し	民間からの出向者数の見直し	民間からの出向者数については、平成22年4月の事業仕分け結果を踏まえ、計画的に抑制する。

経済産業省 日本貿易振興機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 我が国中小企業等の国際ビジネス支援	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある8か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。
	海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。
	事業規模の見直し	23年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、経費の縮減等の措置を講じつつ、海外有力展示会への出展に係る中小企業への支援、ミッション派遣の際の相手国政府等との調整、海外市場動向を踏まえた輸出有望案件の発掘等、これまでに構築された内外のネットワークをいかした事業に重点化するとともに、国内事業者向けEPA制度の情報提供等、必要性の低下した事業を廃止し、事業規模を見直す。
	利用料金等の見直しによる自己収入の拡大	23年度から実施	国内外で提供している各種サービスについて、無償・有償の範囲の検討や利用料金等の見直しを行い、自己収入の拡大を図る。
02 対日投資拡大	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）の縮減	23年度中に実施	対日投資ビジネスサポートセンター（IBSC）テンボラリーオフィスについて、企業の入居率が低いものがあることなどを踏まえ、その規模について見直し、効率化した上で、入居率が改善しないものは廃止する。
03 開発途上国との貿易取引拡大	対日投資ハンドブック発行事業の廃止	22年度中に実施	対日投資ハンドブック発行事業を廃止する。
	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくものへの特化	23年度中に実施	国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（EPAに基づき相手国に対して行う専門家派遣等産業協力事業、TICADIVのフォローアップ等）に特化し、それ以外の事業は原則として実施しないこととする。
04 調査・研究等	ASEAN・インド物流円滑化支援事業の廃止	22年度中に実施	ASEAN・インド物流円滑化支援事業を廃止する。
アジア経済研究所の日本貿易振興機構との統合効果の検証		23年度中に実施	アジア地域等の調査業務については、アジア経済研究所と日本貿易振興機構の統合によるシナジー効果を検証しつつ、両者の業務の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
05 不要資産の国庫返納	敷金・保証金等 22年度及び23年度以降実施	敷金・保証金等（約353億円）を国庫納付する。
06 有価証券評価差額金	23年度中に実施	有価証券評価差額金（約6.2億円）を国庫納付する。
07 JETRO会館	23年度中に実施	JETRO会館を国庫納付する。
08 事務所等の見直し	国内事務所の徹底的な効率利用・連携促進（再掲） 23年度中に実施	国内事務所は、自治体等と協議しつつ、中小企業基盤整備機構の地方事務所と同地域にある8か所の事務所について、共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図るとともに、集約も視野に入れた事務・事業の見直しの検討を行う。
09 海外事務所の徹底的な効率利用・連携促進又は廃止（再掲）	22年度中に実施	海外事務所は、それぞれの事務所の必要性について検証の上、在外公館、他法人との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。また、政策的な役割が低下してきている事務所を廃止する。
10 事務所等の見直し	職員宿舎の集約化、職員宿舎の自己負担割合の見直し 22年度中に実施	低い入居率等効率的利用が図られていない職員住宅を見直し、集約化を図る。また、職員宿舎の職員の自己負担率については、国家公務員の負担率に準じ、引上げを検討する。
11 人件費の見直し	ラスパイラス指数の低減 22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（人件費の抜本的改革）を踏まえ、ラスパイラス指数を更に引き下げるため、賞与の引下げ等の措置を着実に実施するとともに、人件費全体会の抑制を更に図る。
12 人事管理の見直し	現役出向の見直し 22年度から実施	現役出向については、その必要性を検証し、適材適所を徹底する。
13 業務運営の効率化等	管理費の見直し 22年度から実施	管理費を抜本的に見直し、縮減する。

経済産業省

原子力安全基盤機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 検査等業務			
02 安全審査等閲連業務			
03 防災閑連業務			
04 調査、試験、研究等業務	国の判断・責任の下で実施	23年度から実施	事務・事業の見直しを行った上で、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。
05 情報の収集、整理等業務			
06 防災閑連業務（再掲）	業務の重点化	23年度から実施	軽水炉における防護対策計画の策定手順等については、知見が蓄積されてきたことから、新型炉・核燃料設設事故や複合事故への対応など、より専門性の高い防災対策に重点化する。
07 調査、試験、研究等業務（再掲）	外部評価の充実	23年度から実施	計画段階からの外部評価を充実することにより、規制の充実・高度化に直結するものに重点化する。
08 情報の収集、整理等業務（再掲）	業務の重点化	23年度から実施	情報収集業務については、民間データベースの活用や収集対象とする情報の統合等により効率化を図り、事故トラブル情報の分析業務に重点化する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
09 事務所等の見直し	ワシントン事務所の徹底的な効率利用 22年度から実施	海外事務所（ワシントン）については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。
10 本部事務所の見直し	23年度以降実施	緊急時対応の必要性を踏まえた上で、効率化の観点から、2か所の本部事務所を早期に統合する。
11 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善等 22年度から実施	公告期間の延長、情報提供の促進、分りやすい仕様書等の作成、入札説明会の開催、応札要件の緩和等を講じ、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。 また、公益法人との契約については、一般競争入札に趣旨に反していないかどうかの観点から徹底的に見直す。特に継続的に契約の相手方となっている公益法人との契約については、ゼロベースで見直す。
12 業務運営の効率化等	管理・業務支援等のIT総コストの削減 22年度から実施	サーバーリース費用、運用管理費用、ランニングコスト等の削減等を図り、平成23年度のIT総コストを平成22年度比で30%以上の削減を達成する。

経済産業省

情報処理推進機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 情報セキュリティ等対策の推進	国費の縮減及び仕組みの見直し 23年度中に実施		情報セキュリティ対策業務の実施体制を見直し、予算の効率的な執行、人件費の節減等により一層のコスト削減努力を行い、重点化する。
02 情報システムの信頼性の向上	民営化を含めた抜本的な見直し 24年度中に実施		これまでの事業の成果が情報システムの信頼性の向上にどのように貢献したかを厳格に評価し、民間による事業の代替可能性を検討した上で、事業の在り方を抜本的に見直す。その際、適切な受益者負担の在り方を検討する。
03 高度IT人材の育成（スキル標準等）	民間では代替困難な業務以外の廃止 24年度中に実施		情報処理技術者試験以外のIT人材の育成業務については、情報処理技術者試験の適切な運営に不可欠な業務など、民間では代替が困難な業務に特化し、他の業務は廃止する。
04 高度IT人材の育成（情報処理技術者試験等）	試験実施業務の民間実施 23年度中に実施		平成22年11月の事業仕分け結果を踏まえ、公的な試験という位置付けは維持しつつ、試験の企画業務（問題作成等）以外の試験実施の業務のすべてを民間で実施する。地方組織（6地方支部）は全廃する。
05 オープン・クラウド環境整備	事業の廃止（独立行政法人の事業として行わない） 23年度中に実施		緊急性、官民の役割分担を踏まえ、独立行政法人の事業としては廃止する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
06 信用基金	22年度中に実施	債務保証事業の廃止に伴い、信用基金（約90.5億円）を国庫納付する。
07 不要資産の国庫返納	一般勘定の資産 23年度中に実施	信用基金を除く一般勘定の資産についても精査した上で、金額が確定次第、40億円以上の国庫納付を行う。
08 地域事業出資業務勘定の出資金	22年度中に実施	解散分配金（約11.4億円）を国庫納付する。
09 事務所等の見直し	情報処理技術者試験の実施のための借上事務所の廃止 24年度末までに実施	情報処理技術者試験の実施のための借上事務所を廃止する。
10 取引関係の見直し	一者応札・一者応募の改善 22年度から実施	随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に努める。
11 業務運営の効率化等	出版物の有料化による自己収入の拡大 22年度から実施	印刷製本物やセミナー等の有料化を順次実施し、自己収入の拡大を図る。

経済産業省 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01	石油等探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給（出資・債務保証）	厳格なリスク審査体制及び案件管理体制の構築	22年度から実施	資源確保に向けた支援を適切に図る一方で、出資金の回収可能性や保証債務の返済確実性を一層高めるため、案件採択時の厳格なリスク審査及び採択後の適切な案件管理を実施する。
02	金属鉱物探鉱・開発事業に係るリスクマネー供給（出融資・債務保証）			
03	技術開発	補助率の見直し、事業の重点化	23年度から実施	GTL（天然ガスの液体燃料化）技術実証研究事業については、民間企業からの資金導入を促進する観点から、補助率を3分の2から2分の1に引き下げるとともに、石油開発促進事業については、基盤研究、国際研究協力の案件の厳選により事業の重点化を図る。
04	調査・情報提供	海外地質構造調査等事業の重点化 探査船「資源」による海洋資源探査事業の実施体制の見直し	23年度から実施 22年度から実施	海外地質構造調査等事業の予算規模については、資源確保に向けた取組を適切に図る一方で、調査対象地域の厳選により事業の重点化を図る。 探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐり、問題が発生したことにつかんがく、同事業の実施体制について、コスト、契約内容等の精査により実施体制の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。
05	国家備蓄（石油・石油ガス）統合管理	国家石油備蓄管理に係るコストの削減	22年度から実施	国家石油備蓄基地の統合管理受託業務について、安定的な操業と安全の確保を図りつつ、一般競争入札の導入、基地修繕保全等の委託費の精査等によりコスト削減を図る。
06	民間備蓄に関する支援業務（民間備蓄融資、共同備蓄融資）	資金調達の着実な実施	22年度から実施	民間備蓄融資に係る資金の調達については、安定性かつ効率性を踏まえつつ、着実な実施に努める。
07	希少金属鉱産物（レアメタル）備蓄事業	国家備蓄の着実な実施	22年度から実施	国家備蓄の機動的な積み増し、放出を可能とする体制の整備、短期的な供給障害に備えるための国家備蓄物資の安全・適切な管理運営を効率的かつ着実に実施する。
08	鉱害防止事業に係る地方公共団体等への技術支援等業務	鉱害防止対策に資する技術支援の重点化	22年度から実施	鉱害防止対策に資する技術支援については、地方公共団体等のニーズが高く、実用化・普及効果の高いものに重点化を図る。
09	鉱害防止事業に係る融資	鉱害防止義務者等に対する着実な支援	22年度から実施	鉱害防止事業への融資については、鉱害防止事業計画の妥当性等について技術的な知見を十分活用して審査を行い、確実な鉱害防止事業の実施を効率的に支援する。

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置		実施時期	具体的な内容
10	鉱害保証債務基金	22年度中に実施	鉱害保証債務基金（約2.9億円）を国庫納付する。
11	宿舎買換資金残（石油、金属）	22年度中に実施	旧宿舎の売却收入のうち、新宿舎の買換資金に充当した分を除いた残金（約3.3億円）を国庫納付する。
12	不要資産の国庫返納	運営費交付金債務	使用する見込みがなくなった運営費交付金債務（約24億円）を国庫納付する。
13	箱根研修施設	22年度中に実施	箱根研修施設を国庫納付する。
14	旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫	22年度中に実施	旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、処分を完了する。
15	事務所等の見直し	石油備蓄基地事務所の見直し	石油備蓄基地事務所の業務について、安全性を確保しつつ、人員配置等の精査により、経費縮減等の見直しを図る。
16	事務所等の見直し	JOGMEC東京カンファレンスルームの処分	23年度中に実施
17		海外事務所の廃止又は共用化	22年度から実施
18	取引関係の見直し	競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善	海外事務所について、資源国との関係強化、探鉱開発プロジェクト発掘等の観点から、設置の必要性について見直す。また、施設の共用化・効率化を推進するための検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。 随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。
19		内部統制の強化	22年度から実施
20	人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	複数年継続している競争性のない随意契約を始め、契約全般について、コスト、契約内容等の精査により契約の妥当性を徹底的に再検証し、抜本的な改善を図る。 また、本法人が行う入札、執行管理、確定・監査等の一連の契約管理体制全般を見直すとともに、コンプライアンスの強化に向けた具体的な取組を行い、探査船「資源」による海洋資源探査事業の契約をめぐる問題と同種の問題を発生させない組織運営体制を確保する。 現給保障の廃止等によりラスバイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

経済産業省

中小企業基盤整備機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 相談・助言・情報提供事業	事業の重点化、日本貿易振興機構との連携強化	22年度から実施	民間や自治体で実施している支援と本法人で行うべき支援について整理し、重点化を図る。また、国際展開支援に関して日本貿易振興機構等との連携強化を図る。
02 ハンズオン等支援事業			
03 ファンド出資事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、地域応援ファンドは廃止し、起業支援、成長支援、転業・再生支援等を強力に支援できる施策メニューに重点化を図り、事業規模を見直す。
04 インキュベーション事業（施設の整備・運営）	自治体等への移管及び入居率の低い施設の処分	23年度から実施	ビジネスインキュベーター（全国32か所）については、自治体等でも施設が整備・運営されていることを踏まえ、将来的には自治体等に施設及び事業を順次移管する方向で検討を開始する。
	運営の効率化	23年度から実施	各施設へのインキュベーション・マネージャーの配置方法等について見直し、人件費及びその活動に要する費用について効率化を図る。
05 研修事業（大学校）	中小企業大学校の在り方の見直し	23年度から実施	中小企業大学校については、自治体・民間との調整を進めつつ、中小企業に真に必要な研修の機会を維持するとの前提で、廃止も含め、効率的・効率的な研修の在り方について検討し、具体的な結論を得て実施に着手する。
06 高度化事業	事業規模の見直し	22年度から実施	平成22年4月の事業仕分け結果（事業規模の縮減）を踏まえ、「連鎖化事業」や「経営改革事業」など、政策意義が低下した事業については廃止するとともに、事業メニューの見直しにより重点化し、事業規模の見直しを図る。
	貸付資金の回収の強化	22年度から実施	貸付資金の回収を強化する。
07 小規模企業共済事業	継越欠損金の解消	引き続き実施（35年度ころまで）	平成21年度に策定された継越欠損金削減計画に沿って、策定後15年間で継越欠損金の解消に努める。
08 中小企業倒産防止共済事業	貸付債権の回収率の向上、管理コストの縮減	22年度から実施	貸付債権の回収率の向上に引き続き努める。管理コストについて、「業務システムの最適化計画」等によりコストの縮減を図る（小規模共済事業と共通）。
		22年度以降実施	第2種信用基金について、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
09 直接出資・債務保証	不要額の国庫返納等	23年度以降実施	また、事業再生円滑化債務保証、事業再構築円滑化等債務保証について、平成23年度末までの実績を踏まえ、それ以降の制度利用見込みについて分析・評価する。その結果必要な場合には基金規模の見直しを行い、不要額について国庫納付する。

【資産・運営等の見直し】

	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
10 不要資産の国庫返納	一般勘定流動資産相当の余剰資金2000億円	23年度から実施	一般勘定資産について、可及的速やかに2000億円を国庫納付する。その際、機構全体の財務の健全性が確保されるよう納付方法に留意するとともに、緊急の中小企業対策等に必要な資金が確保されることに留意する。
11	第1種信用基金	22年度中に実施	第1種信用基金（約28億円）を国庫納付する。
12	第2種信用基金（再掲）	22年度以降実施	経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。
13	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金	22年度中に実施	産業基盤整備勘定の出資等業務に係る出資金について、その一部（4億円）を国庫納付する。
14 不要資産の国庫返納	施設整備等勘定の出資金	22年度中に実施	出資先第3セクターの清算による回収金（約1.2億円）を国庫納付する。
15	産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金	23年度中に実施	産炭地域振興事業債調整分利子補給資金等交付金について、利子補給事業が終了後、その残余（約0.1億円）を速やかに国庫納付する。
16	地方事務所の徹底的な効率利用・連携促進	23年度中に実施	地方事務所については、日本貿易振興機構の事務所との共用化等施設の徹底的な効率利用・連携促進を図る。
17	RIN常設展示場の廃止	23年度中に実施	地域資源アンテナショップRIN常設展示場を廃止する。
18	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体移管	22年度以降実施	試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後に売却又は自治体への移管を図る。
19	インキュベーション施設の廃止又は自治体等へ移管（再掲）	23年度以降実施	入居率の低いインキュベーション施設については、将来的にも改善の見込みがない施設を廃止又は自治体等へ移管する。
20	工業用水道施設の福岡県への早期移管	25年度までに実施	工業用水道施設については、福岡県への早期移管に向け、引き続き交渉を進める。
21	福利厚生施設として利用する共用持分権の売却	22年度中に実施	福利厚生施設として利用する共用持分権については、売却手続を完了する。
22	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	現給保障の段階的廃止等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

国土交通省

土木研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 安全・安心社会の実現に向けた研究開発等			
02 生き生きとした暮らしの出来る社会の実現に向けた研究開発等			
03 國際競争力を支える活力ある社会の実現に向けた研究開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	寒冷地臨海部の高度利用に関する研究については、港湾空港技術研究所における研究との連携を強化する。民間や大学ではできない調査研究（國の政策と密接に関係する道路・河川等に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
04 環境と調和した社会の実現に向けた研究開発等			
05 北海道の農水産業の基盤整備に向けた研究開発等			
06 その他基礎的・先導的な研究開発等			

【資産・運営等の見直し】

	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
07 不要資産の国庫返納	別海実験場、湧別実験場及び朝霧環境材料観測施設（一部）	23年度中に実施	売却が不可能な場合は早急に現物納付する。
08 事務所等の見直し	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携強化等	24年度中に実施	雪崩・地すべり研究センターと寒地土木研究所の連携を強化する。
09	寒地技術推進室の集約化	24年度中に実施	寒地土木研究所のうち現在4か所ある寒地技術推進室の支所について、業務運営の効率化等の観点から集約化する。

国土交通省

建築研究所

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発等	役割分担の明確化、研究の重複排除（該当研究課題の廃止）	22年度中に実施	基準作成関連研究に重点化する観点から、「太陽熱利用による高効率給湯システムの開発」「世界の台風常襲地域における都市綠化技術の体系化研究」の研究を廃止する。 大型実験施設については、研究内容に応じて他法人（例：防災科学技術研究所）の施設を積極的に活用する。
		23年度から実施（その他）	民間や大学ではできない調査研究（國の政策と密接に関係する建築・都市計画に係る行政施策や技術基準に関連する調査研究）に特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。

【資産・運営等の見直し】

	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省 **交通安全環境研究所**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 自動車等に係る安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効利用確保に関する国の技術基準策定等に資する研究等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	実使用条件におけるCO ₂ 低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに関する研究については、実用化の目途が明確になっていないため、廃止する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する自動車・鉄道の安全・環境分野における基準案の策定、施策の企画立案等に資する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。
02 鉄道等に係る安全の確保及び環境の保全に関する国の技術基準策定等に資する研究等			
03 自動車のリコール技術検証業務	効率的な実施体制の検討	23年度以降実施	自動車リコール技術検証業務・審査業務の強化に当たり、自動車検査独立行政法人の人員やノウハウ等既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた実施体制を検討する。
04 自動車の審査業務			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
05 組織体制の整備	自動車事故対策機構からの自動車アセスメント事業の移管	平成23年度においては、自動車事故対策機構からの移管について、本法人の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。

国土交通省 **海上技術安全研究所**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	「艦装工程における生産性向上のための技術開発」については、日本財団の助成事業により日本中小型造船業会が同種の調査等を実施するなど民間による取組が行われており、本法人が必ずしも実施する必要がないため、このような研究は国から民間への研究助成等に移行することにより廃止する。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する船舶・海洋構造物等に関する安全・環境基準や海難事故に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 事務所等の見直し	大阪支所の移管を検討	23年度中に実施
03 組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施 案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省 **港湾空港技術研究所**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 安心して暮らせる国土の形成に資する研究			
02 快適な国土の形成に資する研究	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	港湾・沿岸域での中小型風力発電システムの具体的利用についての研究については、海上技術安全研究所において、洋上風力発電システムの安全評価等の研究を実施していることから、海上技術安全研究所と連携の強化を図る。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。
03 活力ある社会・経済の実現に資する研究			なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。

国土交通省 **電子航法研究所**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発			
02 混雑空港の容量拡大に関する研究開発	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	混雑空港の容量拡大に関する研究開発については、今後の空港整備の方向性等に関わる研究であり、他の研究開発機関との連携の強化を図る。 民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する航空管制に関する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行い、事業規模を縮減する。
03 予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発			なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。

国土交通省 **航海訓練所**

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 航海訓練事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に訓練負担金（平成21年度月額5,000円）を、航海訓練を委託している船員教育機関15校（商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機構の海技大学校1校、海上技術短期大学校3校及び海上技術学校4校。以下同じ。）と協議し、毎年、月額1,000円ずつの引上げを図る（平成27年度月額11,000円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（各船員教育機関及び海運業界等からの負担の拡大）を図るために実施計画を平成23年度中に策定する。
	自己収入の拡大	22年度から実施	教科参考資料の市販等により、自己収入の拡大に努める。
	船舶の代替建造に併せての業務の効率化	代替船の運航時以降実施	老朽化している練習船「大成丸」の代替建造に当たっては、必要最小限の規模の練習船とすることで燃料等運航経費を縮減する。
	船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行なう航海訓練所及び座学を行なう船員教育機関15校との連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行なう。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 組織体制の整備	船舶の代替建造に併せての要員の縮減	練習船「大成丸」の代替建造に伴う練習船隊の整備に併せて、要員を縮減する。

国土交通省	海技教育機構
-------	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 船員養成・再教育事業	受益者負担の拡大	23年度中に実施	次期中期目標期間中（平成23年度から平成27年度）に海上技術学校及び短期大学校の授業料（平成21年度月額5,000円）を公立高校並に引き上げる（平成27年度月額9,900円）。さらに、どの程度の受益者負担を目指すかについて目標を定め、更なる受益者負担の拡大（授業料及び海運業界等からの負担の拡大）を図るための実施計画を平成23年度中に策定する。
	船員養成の効果的・効率的実施	23年度から実施	乗船実習を行う航海訓練所及び座学を行う船員教育機関15校（商船系大学2校、商船系高等専門学校5校、海技教育機構の海技大学校1校、海上技術短期大学校3校及び海上技術学校4校。以下同じ。）の連携強化等により、船員養成を効果的・効率的に行う。 なお、船員教育の一貫性を高め、管理業務の合理化を図る観点から、航海訓練所と海技教育機構等の船員教育機関15校の事業の在り方について検討する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 不要資産の国庫返納	海技大学校児島分校	22年度以降実施 児島分校（倉敷）を国庫納付する。
03 事務所等の見直し	児島清算室の廃止	22年度以降実施 児島清算室を廃止する。

国土交通省	航空大学校
-------	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 航空機操縦士養成事業	受益者負担の拡大	22年度から実施	卒業生は基本的に全員が民間航空会社に就職している実態や、操縦士の養成の際に多くの経費を要している実態を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させることとし、その具体的な内容について次期中期計画において示す。 また、その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。
	私立大学の養成課程への協力	22年度から実施	航空機操縦士の養成における民間参入拡大のため、私立大学等の民間養成機関における航空機操縦士の養成が安定的になされるように、民間養成機関への技術支援を着実に実施する。

国土交通省	自動車検査独立行政法人
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 被害者援護業務	-	-	-
02 安全指導業務	安全指導業務の見直し	22年度から実施	適性診断事業及び指導講習事業については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。 具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業務移管を進めます。 指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進めます。
03 自動車アセスメント	自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管	23年度から実施	平成23年度においては、交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の要否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
04 事務所等の見直し	支所の合理化	22年度以降実施 経費削減の観点から、事業規模に応じた賃借料の削減の取組を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応じて、支所の合理化を進める。

国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
-------	-----------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 鉄道建設等業務	コスト縮減の取組等の推進	22年度から実施	現在実施しているコスト縮減策の効果を検証した上で、一層のコスト縮減に努めるとともに、コスト縮減の取組・効果については、引き続きホームページ等国民に分かりやすい形で公開する。
02 鉄道助成業務（補助金等交付業務等）	補助金交付業務の一部の国への移管	23年度から実施	補助金等交付業務については、交付先・内容が特定的なものである「財團法人鉄道総合技術研究所に対する超電導磁気浮上式鉄道（リニア）の鉄道技術開発費補助金」及び「日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」は、国に移管する。
03 特例業務（国鉄清算業務）	利益剰余金の国庫納付	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
04 船舶の共有建造等業務	財務内容の健全化の向上等	22年度から実施	今後の業務の在り方については、重点集中改革期間における取組の成果を踏まえつつ、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を検討し、その結果を次期中期目標等に反映する。
05 高度船舶技術開発等業務	利子補給及び債務保証業務の終了	22年度中に実施	利子補給及び債務保証業務は、業務方法書を変更し、平成22年度をもって終了する。
06 造船業構造転換業務【経過業務】	-	-	-
07 基礎的研究業務	法人の業務としては廃止	24年度以降実施	法人の業務としては廃止し、真に必要なものについては国で実施する。
08 内航海運活性化融資業務	-	-	-

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
09 特例業務勘定の利益剰余金	23年度から実施	特例業務勘定の利益剰余金は国庫納付する。
10 不要資産の国庫返納	鉄道施設貸付・譲渡事業の出資金	鉄道施設貸付・譲渡事業の一部終了に伴う政府出資金12億5000万円を国庫納付する。
11 高度船舶技術開発等業務における信用基金	23年度中に実施	利子補給及び債務保証業務に係る信用基金（政府出資金）10億円を国庫納付する。
12 事務所等の見直し	地方機関の見直し	23年度以降実施 国鉄清算事業東日本支社（大宮）、国鉄清算事業西日本支社（淀川区）、品川作業所等について、土地処分の進ちょく等に応じて、組織の縮小・廃止等の見直しを行う。また、鉄道建設本部東京支社（芝公園）について、事務所借上経費を削減する観点から、移転等を検討する。
13 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施 職員宿舎については、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘案しながら集約化や売却を進める。
14 人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施 本給や諸手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。

国土交通省 国際観光振興機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等	企画・立案・調査業務の国への移管、民間との役割分担	23年度から実施	企画・立案・調査に関わる業務は国（観光庁）に一元化し、法人は海外事務所を基盤とした業務に重点化する（例：調査事業については、海外で実施する必要のあるものを法人が行い、国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査は国に移管する。）。 民間と競合する海外プロモーションの国委託事業へは不参加とし、民間にゆだねる。
	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）の廃止	23年度から実施	法人直営の外国人国内観光案内所（TIC）を廃止する。民間委託は業務の効率化を図った上で行う。
	通訳案内士試験業務の民間等への移管	24年度以降実施	通訳案内士試験の執行業務については、他の実施主体に移管することを検討する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 事務所等の見直し	23年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所については、諸条件を整えつつ、国際交流基金の事務所との共用化等を図る。
	22年度中に実施	北京事務所及びバンコク事務所を除く海外事務所についても、個々の必要性等を見直すとともに、連携効果が見込まれる他機関との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。
04 本部事務所の移転	23年度以降実施	経費節減の観点から、本部事務所（有楽町）を移転する。

国土交通省

水資源機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 ダム・用水路等の新築・改築	実施中の事業の完了	-	水の供給量を増大させる施設の新築事業は、現在実施中の6事業の完了をもって終了する。
02 ダム・用水路等の管理	維持管理業務等の民間委託の拡大等	22年度から実施	施設の監視等のうち単純定型業務、維持・補修・更新等の工事、施設管理に係る点検業務、測量・調査・設計等の業務については、コストを検証しつつ可能なものについては民間委託の更なる拡大を図る。ダム等の施設操作・水管理に係る業務において、取水設備の操作、水質保全施設の運用、日々の気象・水象のデータの管理等のうち、安全や利害調整に直結しない業務については、コストを検証しつつ可能な部分について民間委託を行う。これらの取組について、可能なものから着実に進めるとともに、平成23年中に計画を策定し、進めていく。また、民間委託以外の形で他の主体に任せる業務について、利水者等の意見を踏まえ、検討する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
03 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施
04 取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施
05 保有資産の見直し	利益剰余金の国庫返納の早急な検討	22年度から実施
06 人件費の見直し	ラスパイレス指標の低減	22年度から実施

国土交通省

空港周辺整備機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 民家防音事業、移転補償事業、再開発整備事業、総合造成事業（いわゆる空港周辺環境対策）	事業規模の縮減	23年度以降実施	周辺環境対策の進ちょく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。
	大阪国際空港事業本部の業務移管	23年度以降実施	大阪国際空港の周辺環境対策については、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に併せて新会社に移管する方向で検討し、速やかに結論を得る。
	福岡空港事業本部の業務について	23年度以降実施	福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受け、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行之中で、実施主体の検討を行う。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 業務運営の効率化等	組織・人員の縮減等	22年度以降実施

国土交通省

海上災害防止センター

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 防災措置業務			
02 機材業務			
03 訓練業務			
04 調査研究業務			

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
05 政府出資金の国庫返納	防災基金に係る政府出資金	24年度以降実施

国土交通省		都市再生機構	
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 事務・事業全般について	事務・事業全般の見直し及び機構の在り方の検討	22年度から実施	機構は、14兆円の負債及び3500億円の繰越欠損金を有していることから、これによる将来的な国民負担の発生を避けるため、以下の取組を含め、事務・事業全般について抜本的な見直しを行い、これを踏まえた新たな経営改善計画を策定する。また、組織の見直しを含め、機構の在り方について検討する。
02 都市再生事業	都市再生事業実施に係る基準を明確化し、事業規模の縮減	22年度から実施	事業実施に係る4基準 ・政策的意義を有していること ・民間のみでは実施困難な要因を有していること ・機構の事業採算性が確保されていること ・事業実施において適切な民間誘導がなされるること について、新たな基準に盛り込むべき事項を平成22年中に作成し、平成23年度予算案に反映させるとともに、今後の事業規模の縮減を図る。 また、リスク管理や事業中止の判断、事業を適切に推進していく上で必要な事項について、併せて検討する。
03 貸賃住宅事業	市場家賃部分の民間への移行、高齢者・低所得者向け住宅の自治体又は国への移行	23年度から実施	機構の負債等の縮減のため、賃貸住宅事業の規模を縮減する。機構が保有する住宅の譲渡に当たっては、機構の財務体質を悪化させないため、売却価格が将来に渡る収入を上回るようにする。 機構が保有する住宅のうち、政策的に公的関与の必要性の低いものについては、民間への移行を積極的に進める。まずは都心部の高額家賃物件から民間への入札を実施することとし、その結果を踏まえ、さらに、上記の考え方方にのっとり、民間への移行を進める。また、築年数や入居状況、将来需要の見通し等を踏まえて用途転換や集約化を進める住宅については、それらを着実に進めるとともに、それに伴って発生する余剰地については、公的な利用を図るほか民間への処分等を着実に進める。 あわせて、自治体における政策上の必要性を十分に踏まえ、自治体への譲渡等に向けた協議を進める。 これらの内容については、定期的に検証・精查する枠組みを構築するとともに、毎年度、適切な情報公開を進める。 以上の措置の実施に際しては、居住者の居住の安定に配慮しつつ、丁寧に進める。 なお、機構が保有している住宅については、管理業務を一般競争入札等により実施するなど、可能な限り管理コストの縮減を図る。また、自治体への譲渡等に向けた協議が成立しなかった住宅については、自治体と連携した適切な管理・運営の仕組みの構築を図るとともに、住宅管理の在り方について検討する。
04 ニュータウン事業	土地の供給・処分完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	現在実施中の事業については、平成25年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。
05 特定公園施設業務	業務完了に向けた取組を推進	30年度までに実施	公園管理者との調整、施設譲渡等を行い、平成30年度までの業務完了に向けた取組を促進する。

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
06 保有資産の見直し	本社及び新宿アイランドタワー	23年度以降実施	本社及び新宿アイランドタワーについて、自ら保有するよりもコストを削減する観点から、処分・移転について検討する。
07 研修センター		23年度以降実施	研修センターを廃止し、早期に処分する。
08	賃貸事業用事務所等施設等の処分	22年度から実施	賃貸事業用事務所等施設、居住環境整備賃貸敷地（民間供給支援型を除く。）、分譲住宅団地内賃貸施設及び倉庫について、計画・条件に従って順次売却を進める。
09 職員宿舎の見直し	職員宿舎の集約化等	22年度から実施	職員宿舎については、業務の進ちょく状況、入居状況等を勘査しながら集約化や売却を進める。
10 取引関係の見直し	一般競争入札の拡大及び一者応札の改善	22年度から実施	随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、競争性のない随意契約は、事務所賃貸借等の真にやむを得ないものに限定し、それ以外は、平成22年度までに競争性のある契約に移行する（平成25年度から前倒し）。一者応札については、再入札の実施や公告方法、入札参加条件、発注規程の見直し等の改善を図り、競争性を確保する。
11	関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	23年度から実施	関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争がなされていない契約（競争入札における一者応札や企画競争における一者応募）等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講じるよう努める。
12	関係法人の整理・統廃合等	23年度以降実施	機構と関係法人の複雑な資本関係を整理する観点から、関係法人の整理・統廃合について、早急に工程表を策定する。また、引き続き、機構から関係法人への再就職あっせんは行わないなど、不適切な再就職を生じさせないための措置を講じる。
13 人件費等の見直し	ラスパイレス指標の低減	22年度から実施	職務・職責に応じた給与体系の運用、業務の見直しとあわせた組織のスリム化・管理職数の削減等によりラスパイレス指標を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費や一般管理費の一層の抑制に取り組む。
14 組織体制の整備	外部評価の適切な反映	22年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。

国土交通省		奄美群島振興開発基金	
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 保証業務	財務内容の健全化の向上	22年度から実施	審査の厳格化、事業者に対する経営・再生支援の措置等によるリスク管理債権の削減、債権管理・回収の強化等により、財務内容の健全化に努める。
02 融資業務			

国土交通省		日本高速道路保有・債務返済機構	
【事務・事業の見直し】			
事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 高速道路の保有・貸付け、債務返済、道路管理者の権限の代行等	高速道路会社も含めた債務残高の公表の検討	23年度から実施	本法人の決算時において、高速道路会社も含めた高速道路事業全体の債務残高及び債務返済状況を公表することを検討する。
	道路管理者（国）の権限代行に係る業務の効率的実施	23年度から実施	高速道路の管理業務効率化の観点から、本法人が行っている道路管理者（国）の権限代行業務について、特殊車両通行許可の事務において包括的な事前協議を実施するとともに、道路占用許可の事務においてチェックリストを導入し、業務の見直しを行う。
02 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理等	-	-	-

【資産・運営等の見直し】			
事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
03 事務所等の見直し	東京事務所の移転	22年度から実施	経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について検討する。

国土交通省	住宅金融支援機構
-------	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01	証券化支援事業	ALMリスク対応出資金の国庫返納	23年度中に実施	平成19年度から平成21年度に国から出資されたALMリスク対応出資金480億円のうち、事業量の推移及びMBSの超過担保率（フラット35を安定的に供給するための超過担保額のMBS発行額に対する比率）等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
		金利変動準備基金の国庫返納	23年度中に実施	金利変動準備基金450億円についても、フラット35の事業量の推移等を踏まえ、必要最低額を残し、国庫納付する。
02	住宅融資保険事業	廃止	24年度から実施	平成21年4月の「経済危機対策」により平成23年度まで保険料率引下げ（平成21年12月の「緊急経済対策」において、平成22年12月まで引下率上乗せ）が行われているところであり、経済対策終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、証券化支援事業と連動して実施する必要のある事業等（フラット35に係るつなぎ融資・パッケージ融資等に対する付保）に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
		高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルトを徹底した上で、これに関連する融資保険を実施する。
03	住宅資金貸付事業	賃貸住宅融資の廃止	23年度から実施	現行の賃貸住宅融資について、平成23年度に廃止する。ただし、証券化支援事業において特に取得促進を行っている省エネ性能の高い住宅の供給に関連する融資事業に限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
		高齢者向け住宅に係る新たな仕組みの構築	23年度から実施	高齢者向け住宅（医療や介護と連携した「高齢者支援サービス付き住宅」（仮称））について、他省庁との連携も含めその仕組みを見直すこととし、これについて新たな法制化措置が採られる場合には、スクラップ・アンド・ビルトを徹底した上で、これに関連する融資を実施する。
		まちづくり融資の廃止	24年度から実施	まちづくり融資について、平成21年4月の「経済危機対策」による平成23年度末までの融資条件緩和措置が終了後に、現行の事業は廃止し、不要となる政府出資金は国庫納付する。ただし、権利調整が難しく、事業が長期化するマンション建替え事業等について中小事業者が実施するものに限り、民間による代替が可能となるまでの措置として行う。
04	既往債権管理業務	-	-	-
05	団体信用生命保険事業	-	-	-
06	住情報提供事業	廃止	23年度から実施	事業を廃止し、民間にゆだねる（当該事業には、証券化支援事業等の各事業の実施に係る情報提供は含まれない。）。

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置		実施時期	具体的な内容
07	不要資産の国庫返納	ALMリスク対応出資金	23年度中に実施
		金利変動準備基金	23年度中に実施
08	証券化支援事業に係る政府出資金 2000億円	22年度中に実施	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（2000億円）について、改正通則法施行後に確定に返納する。
		300億円	平成21年度第1次補正予算の執行の見直しにおいて、平成23年度までの事業量見込みを見直したことにより決定した国庫納付額（300億円）について、改正通則法施行後に確定に返納する。
10	不要資産の国庫返納	まちづくり融資に係る政府出資金	22年度中に実施
11	事務所等の見直し	見直し計画を早期に策定	22年度から実施
12	職員宿舎等の見直し	職員宿舎及び公庫総合運動場の処分	22年度から実施
13	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施

環境省	国立環境研究所
-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01	研究事業① 重点研究プログラム		23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガスの削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、森林総合研究所において関連する研究が行われていることから、今後とも両研究所間で研究課題の重複の排除を図りつつ、当該研究機関との連携を強化する。
02	研究事業② 基盤的な調査・研究活動	環境研究の効率的な実施	23年度から実施	環境研究の中核的機関としての機能を十分に果たすため、他の研究機関とのデータや施設の共同利用、研究課題設定の調整など、環境研究を主導していく体制を構築する。 なお、大気・水圏中の有害物質動態の解明とその予測モデルに係る研究開発等については、他の研究機関等における研究成果も活用し、効率的に実施する。
03	研究事業③ 知的研究基盤の整備		23年度から実施	環境試料等の収集・保存については、環境試料の長期保存事業等を実施している国内外の他の研究機関との連携を図りつつ行うこととし、研究資材のコスト縮減に資するよう効率的・効果的に取り組む。
04	環境情報の収集・整理・提供に関する業務	情報提供の効率化	23年度から実施	競争的な外部資金を獲得するよう努めるほか、民間等からの研究受託を更に推進し、自己収入の拡大を図る。 刊行物の発行部数等を見直すとともに、研究内容等の情報発信を国民に分かりやすい形で行う。

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置		実施時期	具体的な内容
05	不要資産の国庫返納	生態系研究フィールドⅡ（実験ほ場）	27年度以降実施
06	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施
07	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施
08	業務運営の効率化等	外部資金の獲得による自己収入の拡大	23年度から実施
09	内部統制の強化	コンプライアンス委員会の設置等	22年度から実施

環境省 環境再生保全機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 公害健康被害補償業務	徴収業務等の効率的な実施	22年度から実施	汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。
02 公害健康被害予防事業	事業の抜本的な見直し	22年度から実施	「そらプロジェクト」の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。 ・本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気污染防治推進月間関連事業等を廃止する。 ・地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。
			事業実施効果の的確な把握
03 地球環境基金事業	事業の効率的な運営	23年度から実施	事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。 NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に募金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。
04 PCB廃棄物処理助成業務	助成業務の適正な実施	22年度から実施	本業務については、環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方策を踏まえ、適正に実施する。
05 最終処分場維持管理積立金管理業務	積立金の適正な管理・運用	22年度から実施	本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。
06 石綿健康被害救済業務	組織体制の見直し	25年度までに実施	石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。
07 承継業務（旧環境事業団から承継した貸付け事業等に係る債権の管理・回収）	債権回収額の増大	23年度から実施	返済の確実性が見込まれない債権については、本法人直轄による回収の計画的な実施、サービスへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
08 不要資産の国庫返納	戸塚宿舎	23年度以降実施 戸塚宿舎を国庫納付する。
09 事務所等の見直し	本部事務所の会議室等の縮減	25年度までに実施 本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。
	大阪支部の廃止	25年度までに実施 大阪支部を廃止する。
11 人件費の見直し	ラスバイレス指数の低減	22年度から実施 管理職数の削減等によりラスバイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。
12 組織体制の見直し	組織体制の効率化	23年度から実施 各部の類似業務を集約化するなど組織体制の効率化を図る。

防衛省 駐留軍等労働者労務管理機構

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講るべき措置	実施時期	具体的な内容
01 駐留軍等に対する労務提供等	業務の在り方の見直し	22年度から実施	米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化及び大幅な要員縮減に取り組む。あわせて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、最適な業務実施体制についての結論をできる限り早期に得て、所要の措置を講ずる。
	ほう賞事業の見直し	22年度から実施	駐留軍労働者に対するほう賞事業については、その在り方の見直しを在日米軍等と協議する。

【資産・運営等の見直し】

講るべき措置	実施時期	具体的な内容
02 不要資産の国庫返納	コザ支部	23年度中に実施 コザ支部の土地等を速やかに国庫納付する。
	支部事務所	23年度以降実施 各支部の事務所については、業務の在り方の見直しを踏まえ、近傍に所在する防衛事務所所舎への入居などを検討し、早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。その結果、本法人が保有する支部の土地等のうち、不要となるものを国庫納付する。
04 事務所等の見直し	本部事務所の移転等	22年度中に実施 本部事務所については、早期に本部機能を集約化し、賃借料の縮減を図ることのできる場所に移転する。